

平成26年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年3月17日（第12日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	住民課長	一ノ瀬清雄
保険専門監	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
健康づくり専門監	田中幸子	学校教育課長	北川勝己
主任指導主事	白濱正博	生涯学習課長	本山隆也
長寿社会課長	片渕敏久		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	吉岡正博
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

13番	内野さよ子	14番	西山清則
-----	-------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 白石町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
(質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第10号 白石町学校いじめ問題調査対策委員会設置条例の制定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第11号 白石町立福富保育園の指定管理者の指定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第12号 白石町立福田保育園の指定管理者の指定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第13号 白石町立有明わかば保育園の指定管理者の指定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案質疑
議案第15号 平成25年度白石町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第8 議案第16号 平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号) (質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第17号 平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) (質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案質疑
議案第21号 平成26年度白石町一般会計予算
- 日程第11 議案第22号 平成26年度白石町国民健康保険特別会計予算
(質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第23号 平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計予算
(質疑・討論・採決)

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、内野さよ子議員、西山清則議員の両名を指名いたします。

本日の議事進行について申し上げます。

本日は、文教厚生部門の議案を審議いたします。

審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、「平成25年度一般会計補正予算」及び「平成26年度一般会計予算」は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第9号「白石町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

議案第9号「白石町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」お尋ねをいたします。

新旧対照表によりますと、これまでの学童保育所の名称及び位置は次のとおりとするということで、白石町の六角学童保育所が新たに改正案で福富学童保育所として、白石町大字福富3408番地にかわりました。ここ10年間、健やかクラブがこの地でデイケアなどのサービスの実施を行っておいりましたけれども、健やかクラブの今後の活動はどうなったのかということと、あの建物全体が白石町の福富学童保育所として使用されるようになったのかという2点をお尋ねしたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

旧福富幼稚園を使用しておりました事業者につきましては、新たに建設をされて事業を開始されているようでございます。

それから、2つ目の御質問の施設全てを学童保育所として使用するのかという御質問だと思っておりますけれども、施設全体を学童保育所として使用するものでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

今回のまず改正については非常に結構なことだというふうには思っておりますけれども、施行が4月1日からということでございますが、従前は介護施設として10年間使用をしていただいたわけですが、即学童保育所として使用が十分できるのかどうか、その辺内部的なリフォーム等が十分機能する、そういう施設になっておるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

お答えをさせていただきます。

現在、旧福富幼稚園の2階を、もとのプレールームでございますが、ここを使用し

てやっております。定員を50名として設定をいたしておりますが、現在のところの来年度の申し込みが今45名ということになっております。50名の中で運営できるということでは思っておりますが、もとの保育室のところはフロア形状にもなっておりますので、もし人員がふえることであれば2カ所に分けて実施をしていくということになります。ただ、何もリフォームをしなくて学童保育に利用できるかということですが、この点については若干のリフォームが必要かなと思っております。今年3月補正でお願いをしておりますが、耐震の診断ですね、これを終わらして、来年度といいますか、平成27年度に一部改修等も含めながら事業を実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

今回、学童保育所全部がなりましたけれども、かなり広くなりまして、最大の受け入れの人数はどのくらいになりますでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

建物そのものをリフォームしてみないと、どれぐらいの人数になるのかということはお答えづらいんですが、学童1名に対して1.65平方メートルの面積が必要になってきます。それから言わせると、相当の人数が入るかなというふうに思っておりますが、平成27年度からは6年生までを対象にした学童保育ということになっていきますので、その点あわせて整備をしていかなければいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号「白石町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第10号「白石町学校いじめ問題調査対策委員会設置条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○川崎一平議員

条例案の1ページ目、第4条です。括弧書きの2番、学識経験者とありますが、どのような学識を持った方を選考なされるのでしょうか。よろしくお願いします。

○北川勝己学校教育課長

委員会の組織のメンバーでございます。学識経験者といたしましては、人権擁護委員、民生児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、元教員の方などを想定して考えておるところでございます。この中から選定をしていきたいと考えております。

○西山清則議員

資料の最後のページですけれども、各学校いじめ防止対策委員会等、下にあります白石町学校いじめ問題調査対策委員会の違い、この違いと、あといじめの範囲をどの辺まで持っていかれるのか、いじめというのは難しいもので、本人がいじめを受けたとなったときはもういじめですよ。その範囲がどの辺まで持っていかれるのか、伺いたいと思います。

○白武 悟議長

資料は、先般配付された資料でよろしゅうございますか。

○北川勝己学校教育課長

今回、いじめ防止推進法が施行されまして、学校のほうでもいじめ防止対策委員会を設置するということになされております。第22条の委員会につきましては、学校のほうで委員会をつくっていただいて、こういった防止対策等につきまして指導、措置、こういったものを行うものでございます。法28条の委員会につきましては、白石町学校いじめ問題調査対策委員会、今回提案している委員会でございます。これにつきましては、教育委員会のほうで第三者委員会という形で設置をするということにしております。学校の報告が上がってきて、その内容について第三者委員会の方々によりましてその内容を精査いたしまして、これが正しいのか、そういった判定、あるいは調査内容が十分であるのか、こういった委員会の中で協議をしていただくということにしておるところでございます。

いじめの重大問題の定義でございますが、これにつきましては心理的または物理的な影響を与える行為であって、その行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの、これもインターネット等の行われるものを含んでおります。生命、心身、財産に大きな被害を生じたときということで、長期間にわたり学校を欠席、これ

30日以上の不登校となるとか、大津市の事例のような自殺とか、多額の金品の要求、こういったものが重大の問題の措置ということになると思います。

また、学校のほうでいろいろないじめ等が発生した案件につきましては、長期間にわたって深刻な状態になったといういじめに対して認知という形で、これにつきましても教育委員会のほうに報告をいただいて、なお県のほうにも報告ということになると、今の状況といたしましてもそういった県のほうへの報告を行っているところでございます。

○西山清則議員

白石町学校いじめ問題調査対策委員会ですかね、説明を受けたと思いますけど、もう一度どういった方が何名おられるのか、もう一度伺いたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

今回、法28条委員会、これに基づく白石町学校いじめ問題調査対策委員会につきましては、5人の委員をもって委員会を設置するというようにしております。これは、学校のほうからいじめの報告が上がってきて、その内容が重大事態ということとなった場合に、この白石町学校いじめ問題調査対策委員会が第三者機関として調査を行うものでございます。（「どういうメンバー」と呼ぶ者あり）メンバー、第1番目に、臨床心理士など、子供の発達や心理に専門的な知識を有する方、精神科医の方とか、臨床心理士、この方、それと学識経験者といたしまして、先ほど申し上げました人権擁護委員、民生児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、元教員の方などの中から選定をしていきたいと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

今回のいじめ防止の設置条例については28条によるものだと思いますが、その前の3ページ、先日資料をいただきましたいじめの防止等の対策のための組織、第22条については各学校の組織かなというふうに思っています。そうなりますと、当該学校の複数の教職員、心理福祉等に専門的な者云々と書いてありますが、ここについては学校についても二、三人の先生かなんかを設置をされる見込みだと思いますが、その各学校についてはどういうふうになるのかということの質問と、それから条例におきます、ページ2ページの調査委員会というのがありますが、第5条の調査委員会というのがありますが、6条か、済みません6条ですね、6条の第2項、ページ2ですが、会議に委員以外の者の出席を求めることができる、何となく具体的にはわかりますけれども、立場的にはそのときにいろいろあった方だと思いますが、助言とか調査対象者というふうに考えられますが、どういうふうな想定で、調査権といえますか、そういうようなものもかなりあるのかなと思います。その辺について具体的にお願いします。

○北川勝己学校教育課長

法第22条によります学校いじめ防止対策委員会を各学校に、うちの場合11校ありますので、11校それぞれ対策委員会をつくっていただきます。その中のメンバーといたしましては、これにつきましても学校長のほうで選任をしていただくこととなりますけれども、まず学校長、PTAの会長、副会長、学校評議員、そのほか学校教育、心理、福祉等に関し職権を有する方の中から5人以内で組織をしていただくということで考えております。

委員会以外の方の意見ということで、これどうしても学校だけでは対応できないという場合もありますので、専門的な方の出席を求めて意見を聞くということで、場合によってはほかの専門的な弁護士さんとか、そういった方々を必要なときには意見を聞くということで考えているところでございます。

○内野さよ子議員

いじめ防止推進法による法で定めたものであって、各学校にもそういうようなものを行なさいよということで、かなり調査権があるのかなというふうに思いますが、その辺については重大なというときに、もっと大きくなると警察とか、そういうようなものも絡んでくると思いますが、その辺についてはどの程度かというような、弁護士の先生と今おっしゃいましたが、助言をいただくとか、そういうようなことまでになるのかなと思いますが、それについて。

○北川勝己学校教育課長

いじめ発生時の対応フロー図に書いておりますとおり、上の段の分につきましては重大事態に至らない認知という段階で町教育委員会あるいは県教育委員会に報告ということになりますけれども、下のほうの重大事態になれば各校だけではどうしても対応できない、内容によって非常にもう少し調査をしなければならないとか、そういった場合が出てくるかと思っております。そういった中で、重大事態の発生した場合は白石町学校いじめ問題調査対策委員会、これ第三者委員会でいろいろな警察との連携とか、こういったものも生じてくるかと思えますし、専門的な弁護士の先生とか、そういった方の御意見を踏まえながら対処をしていかなければならないと考えているところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

ページ2ページをお願いいたします。

第8条の件でお伺いいたします。

この条例に定めるほか、調査委員会の運営に必要な事項は教育委員会が別に定めるというふうな条文でございます。そのうちの調査委員会の運営に必要な事項とは、具体的にどういったものがあるんでしょうか、教えてもらっていいんでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

これ本年の26年度の4月から施行となりますけれども、いじめ問題調査対策委員会の設置条例、これにつきまして1条から8条まで定めておりますけれども、そういった中でいろいろなケースが出てくるかと思っております。これにつきましては、今後の組織運営をしていく中で、また委員会の中でいろいろなことが生じてくるかと思っております。それで、今のところ、特にそういった詳しい部分はありませんけれども、今後そういった状況に応じて要綱なりいろいろなものを定めていきたいというふうに考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

2ページの第7条でございますが、協力という条項になりますけれども、学校及び子供の保護者とはということで、調査委員会の調査に協力するものとするという文言がございます。そして、その下段には、子供に過度な負担が生じないよう最大限配慮しなければならないということがございますけれども、この調査委員会でもって当然子供の保護者というのは、いわゆるいじめをした側の保護者、またいじめを受けた側の保護者、双方あるかと思うんですけれども、そこら辺で非常にこのいじめという問題自体がデリケートな問題でございますし、また学校内のいろんな子供たちに与える影響というのが非常に重大ではなかろうかというふうに思うわけですし、この辺がどうもデリケートで非常に子供の保護者は当然協力はしていただくというのはわかりますけれども、この調査委員会からいわゆる保護者に対して呼び出しがあったというような状況がいろんな情報の中でいろいろその周辺なりにいろんな形で影響が出てくるんじゃないかなと、またましてや子供たちにもそういったいろんな情報が伝わって、非常にデリケートで非常に難しいわけですが、そこら辺について教育長、いろんな配慮が必要だというように思いますけれども、その辺についてのこの調査委員会の会議そのものがなければ非常にいいことですが、ただこれは起きることを前提としてこの調査委員会が設置をされるわけですが、万一こういった調査委員会等で保護者等の協力を求める状況になった場合、実際の現実の場面としてどういった配慮が必要になってくるのか、その辺の見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

○江口武好教育長

今回、条例の提案をしておるわけですが、国のほうでいじめ防止対策推進法というのが制定されて、それに基づくものでございます。そして、学校における22条委員会、これ必置でございます。そして、それを受けて町のほうでも今回の条例でやります28条委員会、この町であるいは学校でつくっておりますのは、必ずいじめというのが今もやっております、どうも子供がいじめられているようだ、学校現場で。そういう情報が学校担任からあるいは近所の人から入ってきたときに本当かどうかというのをそれを確知といいます、話し合いを持ちます、学校のほうで。そして、どう

もこれ本当にあれだと、ちょっと重くなりそうだというときに学校のほうで認知をして、教育委員会のほうに報告ということになるわけです。それで、いろんなケースがございます。それで、先ほど御質問がございましたけど、例えばいろんなケース・バイ・ケースで子供たちに加害者、被害者というような、それから保護者もいらっしやいます。いろんな形、あるいは教職員かもわかりません、情報をとるための例えばアンケートとか聞き取りとか、いろいろやらざるを得ないところが出てくるかと思いません。でも、それはどういうふうに、どういう場合に、どういう効果があるのか、非常に子供たちにどういった配慮をしていくのか、心的に。それを話し合うのがこれがまさにそれも含めて話し合っていくのが対策委員会じゃないかなと、そのように捉えているわけがございます。それで、例えば第3条ですか、に必要な調査云々という項目がございます。この中で、どうしたら子供たちそのものの心理的なあれを損ねないで、そうやって必要とする情報、結果が得られるのか、そういったことでいろいろ配慮していかないといけないと思います。例えば、先ほど申しましたヒアリング、聞き取り、あるいは質問紙等による、そしてさらにそれをとるに当たっても、非常に担任とか学校側の配慮も必要であると、そういうふうに捉えて慎重にやっていくような話し合いがなされるものと、そういうふうに考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

この7条の件でございますが、子供に過度な負担というふうな表現がございます。この過度な負担というのはどういうことで、その委員会のほうでこの過度だとか判断をするわけですか。その辺について。

○江口武好教育長

7条をもう一回読み直しますと、学校及び子供の保護者は調査委員会の調査に協力するものとする、この場合において子供に過度な負担が生じないよう最大限配慮しなければならない。これは、当然調査委員会というのは調査の目的に沿って、当然要請をなされると思います。だから、それを受けて、当然意見、子供たちを実際ここまでいったら、こういう調査の仕方だったら当然子供たちに過度な負担が生じるだろうというのは、これは学校の子供に接している専門家でございますから、学校の組織あるいは校長初め、配慮していくのじゃないかなと思っております。それはどうでしょうか、いかがなものかというような形でやりとりがあるかと思っております。そういう意味で、最大限の配慮をしていくと。そして、これは二重に考えていいのではないかなと思います。調査委員会そのものも当然その道の専門家の方が入ってこられます。それは、ちょっと心理学的にもやっぱり出てくるのかなと、そして実際に子供たちを預かっている先生方そのものも当然そういった指導面の配慮というのが必要になってきます。その両面からこの最大限の配慮をしていくと、そういうふうに捉えております。

以上です。

○久原久男議員

この過度な負担というのをちょっと聞いたかったわけですが、過度の負担というのはどういうことか、目に見えたもんか、精神的にもいろいろ肉体的にも考えられるわけですが、その辺のことは、何か形になってというふうな判断をされるわけですか。

○江口武好教育長

子供たちにどういった形で、どういうときに、どういう形でやっていたのかと質問するときに、当然それが動作、行動的なあれもあるかも知りません。そういうのを非常に加害的な立場の子供たちは敏感になるかも知りません。また、受けた子供もそうです。それから、ほとんどが言葉、ヒアリング的なあれで調査があるのかなというふうに考えております。だから、その言葉そのものの聞き方もやっぱり配慮をしていかないと、いろいろ必要以上に過度な負担になっていくんじゃないかなと、そういうふうに捉えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかにありませんか。

○草場祥則議員

今までの対応といいますか、今までは教育委員会が対応してということで、その違いですね、どの段階でこの調査委員会に要請されるものか、ただうわさを聞いたというような段階か、教育委員会で話をして、こらざっとなかざいというようなところで出せるものなのか、そこら辺がちょっと教えてください。

○江口武好教育長

一番、当初申しましたように、このいじめ対策の委員会、この条例出しておりますのは、危機管理のあれでいけばまずは未然防止でございます。起こらないようにどうしていくかというのが最大のあれです。そして、万が一起きたときにどうするのか、この第1段階が22条委員会、学校でどうするかということです。そして、そこでどうしてもこれはもう今でもやっておりますけど、もうとてとても学校の指導の範疇云々というときには当然上がってまいります。だから、今もう学校でどうもこれはあれねというときは、確知をして、これはもういじめじゃないと認知をすれば当然教育委員会上がってまいります。だから、町の教育委員会から学校のほうにこうこうよと指導をします。そして、当然、この報告は一方全体で協議しなくてははいけませんので、県教委のほうにも上げるというような形になるわけです。そういうふうに、未然防止、そして万が一起きたときにどういった手を打っていくのか、そういった2段階、3段階で捉えているということでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

今のにも若干関連すると思いますが、第8条で、この条例に定めるほか、教育委員会が別に定めるというふうにあります。まずは事務局とそれから、事務局は教育委員会にあるだろうと思いますが、それは明記しておかなくていいのかということと、それと第4条の、1ページの第4条の学識経験者の中で元教職の方ということでございましたけれども、各自治体とも顧問弁護士を設定してあると思うんですよね。初めから顧問弁護士をここに、学識経験者の中に、元教職よりも顧問弁護士を入れとったほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、その点について。

○北川勝己学校教育課長

第8条のこの条例に定める者のほか、調査委員会の運営に必要な事項は教育委員会が別に定めるということで、事務局の部分をとということでございますけれども、これにつきましては法律にのっとって設置するものでございますので、当然町の教育委員会ということ考えております。

それと、第4条の学識経験者ということでございますが、先ほど申し上げましたメンバーにつきましては、選定委員の候補者の予定者のことでございます。5人以内ということ考えておるところでございます。元教職員の方が必ず入るということではございませんけれど、ただ弁護士といいますとかなり報酬が高いということで、また大きな県とか大きな市につきましてはこういった弁護士とか法務局、こういった連携等をとられているところがございまして、町につきましては弁護士までは想定をしていないところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号「白石町学校いじめ問題調査対策委員会設置条例の制定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第11号「白石町立福富保育園の指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○草場祥則議員

今回、予定者の方が地元の方ということで非常に期待をしているわけですが、今回の選定過程でどういうところがほかよりもすぐれとったといいますか、評価されたといいますか、課長、答えれる範囲でそこら辺をお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

議案第11号の福富保育園の指定管理者についての講評といいますか、お話をさせていただきたいと思います。

昨年11月8日までを期間として募集をしたところでございます。福富保育園には3団体が応募、申請書が提出されております。応募団体の申請内容につきましては、多様な保育ニーズへの対応を踏まえつつ、移管条件の趣旨を十分に御理解した高い水準のものでありました。全ての応募団体について、法人の経営内容は遜色のないものでありました。また、今回の申請の内容とプレゼンテーション及びヒアリング等々についてもそれぞれの指定管理予定保育園で指定管理者を担おうという意欲を強く感じられたところでございます。福富保育園の指定管理者の候補者については、地域に根差し、地域と一体となった保育の担い手となり、保育所運営に携わることで地域福祉の増進に貢献したいというしっかりした理念のもと、農業の町白石の地域性を生かした保育の実践など、将来の夢と展望を見据えた考えが高く評価をされたところでございます。本事業所については、寺子屋からの長期の展望と福富保育園を担おうとする強い意欲と熱意について高く評価をされたところでございます。地域への貢献と、かつ子供からお年寄りにわたって地域福祉の拠点的役割を果たせる保育園を目指すことが提案をされております。まちづくりや地域の活性化につながるさまざまな取り組みが期待できるものとして高い評価を得たものでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

調査項目が22点から上っております。ほれでまた、3法人の中では保育園を現にやっているところ、やっていないところがあると思いますが、選考委員が11名のうち、現地視察があったと思いますが、現地視察は全員行かれたのか、それでどういった保育園をやっているところ、やっていないところの調査の違い、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

各事業者への現地調査について、全委員が出たのかということでございます。なかなか全委員が全ての事業者を視察することができない状況でございました。その中で、各保育園を運営されているところについては、保育園の運営状況、申請書、提案書の内容に沿った保育が実践をされているのかということでございまして、そういうところを評価をしていただいたところでございます。ただ、現に既存の施設を持たないところについては、その評価ができませんので、事業所を訪問して申請書内容等々の御意見をいただくと、意見といいますか、内容を聞き取りをしていただくというようなことでございます。現に保育園を運営されていないところについては、施設の評価はないということでございます。ただ、そうしますと、現に保育園を運営されていないところが大きなハンディキャップを持つということになりますので、そういうところを勘案して、現に経営をしていなくても、していても、同じような評価ができるような内容ということで、選考委員会のほうでは申し合わせを事前にされて、その内容で評価をされているものでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

今回、指定の期間として、27年の来年の4月1日から32年の5カ年ということになっています。この5カ年ということで、前回の指定管理者制度のときも5年後の譲渡というようなことの質問も出たこともあったと思います。その譲渡ということで考えてみますと、指定管理者に関する民営化基本計画というのが平成22年に出されていまして、平成22年7月に出されていまして、その譲渡ということになりますと、やはり5年後に大変よい施設である、これは大丈夫だということになりますと、私も期待していますのでこういうことを言っていますが、ということになりますと、その譲渡についてということの欄があります。この22年7月に出されたページ5ページには、民設民営ということになりますけれども、国の運営費補助や施設の建設、老朽化している施設の整備の補助金ということになりますと、社会福祉法人ということが考えられます。財源的にもその社会福祉法人であるということが有利になりますということが書いてあります。町立保育園の既存施設は、国庫補助金で建設をされていることから、耐用年数によるその譲渡の制限があるということ、それから現制度では国庫補助金の返還がそこで必要になってきます。譲渡の相手が社会福祉法人であり、譲渡後も保育園として継続する場合は国庫補助金の返還が生じないことになっている。施設を譲渡する場合は、相手が社会福祉法人であることがいいのではないかというふうなことをここに書いてあります。となりますと、これまでずっと過去3つの保育園が社会福祉法人であったということもあります。今回宗教法人ということの2施設があります。大変、この宗教法人というところで運営をされている保育園もかなりありまして、よい運営をされている事例がたくさんあるので、この点については安心をしているんですけども、そういう耐用年数による譲渡の制限ということがありまして、耐用年数というのも前にいただきました資料によりまして、福富保育園に関しましては平家木造づくりですので、耐用年数が24年と、あとの残年数がもうほとんどないということになります。こういった場合の耐用年数ということを考えて場合に、これと関連して

どういふふうになるのか、その点についてお願いをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

内野議員の御質問にお答えをさせていただきますが、施設の5年後の評価、3年後に評価をして、5年後の完全民営化を目指したいというふうに思っているところでございます。施設については、現在のところ、今譲渡がよいのか、貸し付けがよいのかということで検討をしているところでございますが、ただ土地ですね、土地がございまして、土地については使用貸借での契約がよいのかなというふうに思っているところでございます。施設の耐用年数についてですが、本福富保育園については平成元年建築だったかと思っておりますが、耐用年数が24年ということで、もう耐用年数が切れております。その分についての譲渡した場合の補助金の返還というのが、普通は生じますけれども、耐用年数を過ぎておりますので、その施設そのものの価値といえますか、資産としては0円ということになります。その場合は、事業者さんに譲渡する場合には0円で譲渡するというようなことになってきますので、まず補助金返還は生じないと。ただ、耐用年数がなくても施設そのものの価値を町が認めれば、それは有償の譲渡になるのかなというふうに思います。その場合は、耐用年数も切れておりますので、その辺国等の話の中でどういふふうになっていくのかということになってくると思います。ただ、耐用年数、24年を過ぎていているということで、相当な施設があちこちに老朽化的なものが出ておりますので、今後事業者とも指定をいただければ、事業者とも協議をしながら施設の延命化に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○内野さよ子議員

その場合は、一番最後に言いましたけど、社会福祉法人であればその譲渡というのがいいわけですが、今回宗教法人ということになっていきますので、その辺との絡みがどうなるのかですね、途中で宗教法人から社会福祉法人にかわったりということも考えられますけれども、そのままでいってそういう譲渡というのが適切なのかとか、いろんな問題が生じてくると思います。その場合はどうなるのか。

○堤 正久保健福祉課長

今回御提案をしている事業者さんについては、宗教法人ということでございます。募集要項のほうにも明記をさせていただいておりますが、5年後の完全民営化に向けて、3年後の評価結果において、その5年後に社会福祉法人の認可をとることというのが条件になっておりますので、今回の事業者さんにおいても完全民営化をするということになった時点で申請等を行っていただいて県の認可を受けていただくということになります。保育所運営だけで申し上げますとそういうことになります。以上でございます。

○溝口 誠議員

5年間、指定ということでございますけれども、5年間順調にこの運営していただい

ればよろしいんですけれども、もし事故があつて、この指定の取り消しはあるのか。また、どういう場合にそういうことがあるのか。また、そのときどう指定を取り消したときにその園を運営していくのか、対処していくのか。これは御説明はあつたと思ひますけど、もう一度説明をお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

指定の取り消しということでございます。

まず、大きな指定の取り消しの要件といたしましては、被選定者といひますか、指定管理者が倒産または解散をしたとき、それから指定管理者が指定を受けてから出した書類とやはり大きな現状との乖離が生じている場合、また虚偽があるというようなところがその判定の基準になるかと思ひますが、その上でこちらとしても改善をしていただくように指導をしていくということになります。その指導さえも受け入れてもらえないと、聞かないというようなことが生じた場合は、やはり指定管理者の指定の解除ということになろうかと思ひております。一応そういうことで考えているところでございます。大きな事故等があつた場合は、指定管理者になられたところについては施設賠償責任等も加入をしていただくというような条件をつけておりますので、施設賠償については十分対応できるのかなと思ひておりますし、何より指定管理者の方が事故が起きたときに、保護者なり地域の方たちに寄り添って解決をしていただきたいというふうに思ひているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

その際、園の運営はどうなされていきますか。

○堤 正久保健福祉課長

園の運営、指定管理者の指定を取り消した場合の園の運営ということになります。指定管理者の運営する園につきましては、職員等も十分残っていらっしゃると思ひております。指定管理者を指定の取り消しをした場合には町運営ということになって、そこにお勤めの職員さんも若干といひますか町の、正職ではありませんけれども、職員として雇用しながら運営を続けていく、またそこに利用されている保護者については来月からちょっと保育所に預けることができないというようなことがないように、町のほうとしても責任を持って保育の実践をしていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○岩永英毅議員

先ほど保健福祉課長の回答の中で、資産価値がない、25年過ぎているから資産価値がないと言われましたけれども、償却手当てをずっとしてあるんですかね。済みません、財政課長、どうですか。資産価値が本当に25年過ぎたらないんですか。

○片渕克也財政課長

先ほど耐用年数という言葉を上申しておりますけれども、一応補助金適正化法等にありますそれぞれの構造によって耐用年数というのが定められております。この場合、その耐用年数が経過したから資産価値はゼロなのかという御質問には、いや資産としてあればそれなりの価値は残っていくものというふうな感じはしております。ですから、社会福祉法人として、同じ目的でするのであれば当然補助金返還も生じませんし、その辺は別途考慮が必要なのかなと思いますけれども、通常の資産等を売却する場合は一応時価というふうなことで評価をしまして算定をしております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長に二、三点お尋ねをいたします。

先ほど溝口議員から途中5年間の間に事故等があったときにはどうするのかということで、担当課長からは判定を行った上で対処するということですが、判定をする機関はどこが当たるのか、判定をするその機関、組織ですね、どこが当たるのかということと、その時点になったときには事故等、また運営等で問題があったときには、公立でその機関を運営をされるというふうに理解していいのでしょうか。

2つ目にお尋ねします。

担当課から配付されました事業者選定評価書ということで、福富保育園では事業者の大弘寺が合計得点で2,470点、A法人として2,457点、大弘寺との差は13ポイントです。B法人として2,409点、ここではA法人とのポイントの差が48ポイントありますけれども、この出していただいた資料だけでは、A法人、B法人がどういう運営をその各審査項目の中でやってきたのか、サービスをやってきているのかということが、いわゆるそれぞれの団体ごとの評価というものがわかりませんので、このポイント数がどこにどの程度差がついたのかということについて説明をいただきたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

指定管理者の指定を取り消す場合の判定はどこで行うのかということでございます。まず、指定管理者で運営をする施設については、町の白石町の公の施設指定管理者選定等審査委員会という機関において、その指定管理者の施設を決定していくということになっております。また、今回提案をしております事業者についてもその選定等審査委員会のほうで選定をさせていただいて実施を、今回提案をしているものでございます。指定管理者の指定を取り消す場合については、同委員会のほうで選定結果をしていただくということになります。その場合の公立で運営をされていくのかということでございます。今回の指定を受けましても、5年間については公立保育園でございますので、公立という運営の形態は何ら変わりはないものと思っております。

それと、各3事業者のうちのその評価の分かれ目ということでございます。各3法

人においても、また現に保育園等を運営されている2法人については、非常に保育園を見ている私どもといたしましても非常に参考になるすばらしい保育園であったことは確かでございます。ただ、その個々の評価については今回申し上げないことで了解をしていただきたいと思いますと思いますが、今回候補者としてお願いをしている法人については、やはり地域に根差してこられた法人であるということ、それとこの公設民営化の話が出てまいりましてすぐに準備に取りかかれたというようなところもございまして、長い期間を経て今回応募をされてきたということで、その点等いろいろな面を含めまして福富保育園を担っていただきたいと思いますという事業者ということで選定をされたものというふうに思っております。

以上でございます。

○秀島和善議員

まず、1項目めの事故等があった場合には、この11名による選定等審査委員会で判断をするということでしたけれども、となると定期的にこの選定等審査委員会というのは開催を今後されていくものなのかということをお尋ねします。

そして、2点目に、大弘寺、A法人、B法人ということでの個々のポイントについては今回明らかにしないということですが、これまで工事等の入札等があったときには、どこが入札に参加し、応札は幾らで、落札をしたところがどこで、何%だったのかということまで報告及び資料も提出されますけれども、今回のこの保育園の指定管理者制度移行に対しても委員会の報告はそういう形で報告がなされてもいいのではないかと思いますけれども、報告ができない理由は何なんでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

まず、公の施設指定管理者選定等審査委員会の内容でございます。この選定等審査委員会につきましては、副町長を委員長とします各8名で、課長で計8名で組織をする町の執行機関ということで考えております。この今11名と秀島議員が御質問されたときに言われましたけれども、それについては、そこでその審査等委員会からお願いをして選考をしていただく選考委員会ということになります。ですから、選考委員会と選定等審査委員会では組織の形態が違うということで御理解をしていただきたいと思います。

それから、項目において各事業者の評価内容について公表できない理由は何なのかということでございます。その大きな理由といたしましては、今回応募された事業者さんについては、各地元の地域で各保育園、幼稚園いろんな事業を行っていただいているところでございます。その評価をここで公表をしていくということになりますと、非常にその地域での問題点もあろうかと思っております。応募をされた事業者さんにも敬意を表していきたいというふうに思っておりますので、その逐一の内容については公表できないことというふうに思っておりますし、その審査内容についても本来両委員会等についても非公開とするというようなことで要綱等も制定をされておりますので、そういったところで御理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号「白石町立福富保育園の指定管理者の指定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第12号「白石町立福田保育園の指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

配付していただいた資料の事業者選定評価書を見ますと、光照寺とA法人ということで2つの団体が手を挙げられました。ここで、福田保育園との審査項目での得点差が、光照寺とA法人では14ポイントです。この14ポイントの差はそれぞれの各項目でどのように評価された点が14ポイントに反映されているのでしょうか。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

10時35分 休憩

10時35分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

ただいまの秀島議員の質問につきましては、前回質疑で保健福祉課長の答弁のとおり、公表できないということでございますけども、そういったことで御理解できますか。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号「白石町立福田保育園の指定管理者の指定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第13号「白石町立有明わかば保育園の指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

議案第11号、議案第12号は、選考委員さんが11名でありましたけれども、この議案では10名になっておりますけれども、この違いはどういうことでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

議案第13号の白石町立有明わかば保育園の指定管理者の指定の選考委員会の委員が10名というふうになっている理由はということでございます。当初、公募を開始する前に公募内容を検討していただくということで選考委員会、11名の方を選定をさせていただいて公募を開始したわけでございます。しかし、その11月の応募締め切りまでに提出された事業者さんが有明わかば保育園については2業者さんいらっしゃいました。その書類の提出された書類の内容を見たところ、1保育園の役員の中に選考委員さんが入られておりました。そういうこともありまして、そこの有明わかば保育園の選考に当たっては、その委員さんについては申請をされた両事業者さんの選考について辞退をしていただくということで、10名ということの評価をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号「白石町立有明わかば保育園の指定管理者の指定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10時39分 休憩

10時55分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第15号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第7号）」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は、補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入24ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

繰越明許費の欄のページ7ページですけれども、追加として繰越明許費として上げております民生費の保育園の耐震改修事業の有明ふたば保育園です。この件については、説明資料にも書いてありますとおり、昨年、25年度からの繰越事業となっています。どうしても構造的な複雑な部分があったり、いろんな関係で入札等がおくれているようですけれども、まず1点目に、入札がなかなかできないという背景がいろいろあると思いますが、見込みはどうなるのかということが1点目をお願いします。

それから、今回ふたば保育園の耐震化ということでも上げてあると思いますが、84万円ですね、こういう耐震化をすることによって、先ほど耐用年数ということを使ったと思いますが、そういった耐用年数の伸びというのは長寿命化についてはどうなるのかということが2点目をお願いします。

まず、その2点をお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

説明資料の1ページでございます。

有明ふたば保育園の耐震化業務ということで84万円をお願いをしているところでございます。これにつきましては、御説明をさせていただいたように、入札、施設の構造が複雑であったこと、それから判定委員会等で何回か協議をされたということ、それと実施設計の入札において入札不調となったということでございます。その点で、25年の工事の部分も合わせて今回84万円を計上して繰り越すということで考えているところでございます。入札の見込みについては、25年度が非常に大量の設計業務とか工事等が出て、県でも町でも1件入札不調に終わったというような事例がございました。早急に、既にもう設計等もできておりますので、早急に発注の計画を立てて実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、こういう耐震の計画を行って耐用年数が延びるのかということだと思

ますが、耐用年数についてはその建物の構造において耐用年数が決まっていくものだと思っております。軽量鉄骨づくりということでの耐用年数が見込まれていると思っておりますが、先ほども言いましたように、こういう修繕工事とか各種施設備品等の整備を行いながら施設の延命化を図って行って、なるべく使えるところまで使っていくというのが事業としては町としても非常にコストの縮減になるのかなというふうに思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、歳出に入ります。

25ページから56ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

○西山清則議員

予算書の35ページですけども、20節の扶助費の児童手当1,575万円のマイナスと、それと7節の賃金、保育士のマイナス350万円、これの説明を受けたと思っておりますけど、もう一度詳しい説明をお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

まず、児童手当の減額ですね、1,575万円の減額でございますが、25年度当初予算を作成するに当たりまして、過去の出生数等を勘案いたしまして、200名程度の出生を期待いたして当初予算を作成したものでございますが、24年度、こういう町でうちのほうで調べた出生数ですけども、24年度が172名、25年が166名ということで、当初見込んでおりました200名という数字から大幅に減少しているところでございます。その件もありまして、児童手当については1,575万円の減額ということになっております。

それから、4目の児童福祉施設費、保育士賃金、減額の350万円のことでございますが、これにつきましては保育士の賃金を計算するに当たっては、通常保育士ということで雇用をすることでいたしておりますけども、いかんせん平成25年度においてもなかなか保育士を必要数確保することができなかったということで、保育士補助ということで雇用をいたしております。そこの賃金差がこの350万円に大きくあっているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

32ページの障がい者福祉の欄ですが、19節の後見人等補助金というのがあります。

障がい者に関してこれがありますが、予算と同じ全額これはマイナスになっています。それから、34ページの老人福祉のほうの成年後見人費補助金という言葉になっていません。具体的には、内容的には後見制度で同じような内容かなと思いますけれども、何か違いがあるのかどうか、費と等ということで、言葉が若干違いますが、内容についてちょっと違いがあるのか、その点についてお願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

成年後見人の選定の分の予算の分でございます。等がある分とない分ということでございますが、内容的には全く変わりございません。本年度中に選定をしたり、あるいは後見人が決まって、その手当等の負担が個人負担でできない場合に町のほうから負担をいたしますが、その選定についても半年ぐらいの期間がかかります。今現在、対象者の方、新規の方はいらっしゃいませんので、今回障がい福祉、それと老人福祉、いずれも減額という形をお願いをいたしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

36ページ、よかですかね。

36ページの予防費の中でのいわゆる健診業務委託料の603万円の減額、それと予防接種委託料の1,281万5,000円の減額ということでございますが、減額になった背景なり、実績なりをお尋ねしたいと思います。

○田中幸子健康づくり専門監

母子保健事業の予防費の健診業務委託料の件なんです、これにつきましてはがん検診、がん検診のほう当初見込んでおりましたよりも受診者のほう下回りましたので、その分で減額ということにしております。その内容につきましては、胃がん検診、それから大腸がん検診のほう昨年よりも大きく下回っているのが原因かと思っております。

下のほうの予防接種委託料の分ですが、予防接種委託料につきましては、妊娠安心風しん事業の分のその分で当初補正予算を組みまして、妊婦さんたちが風疹にかからないようにということで、予防接種を妊婦さんになる前、妊娠可能な女性の方、それから家族の方、そういう方たちを対象に予防接種の事業を県の2分の1の補助金をもちまして補正予算をしたわけなんです、思いのほか少なくて、その分が大きく下回ったこと、それから日本脳炎の予防接種が一時期中止の時期がありまして、予防接種のほう再開になりましたが、高校3年生に予防接種を進めておりましたが、高校3年生の接種率が非常に悪かったこと、そういうこともありまして、今回減額ということでお願いしたところ です。

○溝口 誠議員

35ページの児童福祉費の中の3番目の母子等福祉費の中のひとり親家庭医療費助成費、これが220万円減額ですけれども、その意味を教えてください。

○堤 正久保健福祉課長

ひとり親家庭等医療費助成費220万円の減額について説明をいたします。

この事業については、ひとり親家庭について、母子、父子ともに医療費を助成していくということになっておりますが、25年度の当初見込みよりも件数及び助成額とも減少しているということをごさいますして、今回220万円の減額をさせていただいております。事業費の中では、小学校就学前が子供の医療費に変更になったことなど等から、このひとり親家庭等医療費助成については若干減額傾向にあるということになっております。

以上でございます。

○大串武次議員

ページ数の34ページの20節の扶助費ですけれど、長寿祝い金46万5,000円の減、多分これ死亡者が多かったのかなと思いますけど、これ支出のときの対象時期といえますか、どういうふうになっているのか。

それから、老人保護措置費の826万6,000円減額、これ説明のときに20名から18名に2名減ということでごさいますけど、この2名でちょっと単純に割りますと1名400万円程度の減額となりますけど、そこら辺の内訳をちょっとお尋ねいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

まず、長寿祝い金の分の減額です。この基準については、今80歳から5歳刻みでお祝い金を節目節目のほうにお渡しをしておりますが、当初予算のときには大体死亡関係はちょっと見込みはするんですが、余りたくさん見込みはできませんが、基準日が9月15日ということで見込みをいたします。その中での見込みの部分がちょっとやや多かったということで、この分が残ってきてございます。

それともう一つ、老人保護措置費の分でございます。この分については、本年中の人数の増減があります。単純に1年間、先ほどのその2人の差があるということじゃなくて、年の途中で移動があります。今回の場合については、予算の額としては18名分ということで、補正後お願いをいたしておりますが、実際は今16名いらっしゃる。中途の保護が必要な場合の分のこの補正の編成をする際の3カ月分程度入れて差額を出しております。例えば、保護措置をする方でも障がいをお持ちの方で支援が施設での手助けが必要な方については、その分大きな負担をするような方もございますので、そういう方も想定して組んだ結果が今回の減額ということになっております。

○内野さよ子議員

ページ、33ページの老人福祉費の食の自立支援事業配食委託料ですけれども、今回142万9,000円という減額になっております。今回の予算書にも上げてはこれはあるんで

すけど、金額が大体同じで上げてあります。25年度もでしたけれど、そのすぐそばに食の自立支援アセスメント調査委託料というのが25年度も26年度も上げてあります。私は、アセスメント調査委託料ですので、今年度も多分あったと思いますが、それはどういうふうに活用されているのか。この配食委託料と、今回補正にはありませんけれども、何かその辺で少しアセスメントの調査をしてあるのかなというふうに自分では思っていました。その辺で、配食サービスが今回このように減額になっている背景から、何かもしかして調査か何かされて具体的に今回これについては、配食サービスについてはJAさんとの委託契約をされてあると思いますが、その点でもう少し何とかならないのかなということをおもっています。それで、今回は何名の方が配食のサービスをされていたのかという点と、その辺2点ほどお願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

食の自立支援事業の関係で、配食の関係でございますが、その分でのアセスメント調査についてということでございます。このアセスメント調査というのは、配食の申し込みがあったときに、実際その方は食事をつくることができないのかとか、あるいは非常につくられてはおるんだけど、栄養的に問題がある方なのかとか、あと家族等の支援、手伝い、そういうものは受けることができないのかとか、そういうことの事前の調査をいたします。その分がアセスメントの調査の委託ということになってくるわけですが、これを年の途中でも行いまして、大体1年間に2回、この調査を行います。その分の委託料分ということで上げておりますので、これは毎年出てまいります。それと、対象者の数ということですが、ちょっと対象者の数のほう、ちょっと今手元に資料は持ってないんですが、当初の見込みの数というのは前年度の当初予算編成時に御利用になっている方に若干プラスをして見込みをいたします。中のほうでも低所得の方、そうでないところの世帯では個人の負担が違いますので、低所得の方の場合には若干負担のほう、町費の持ち出しのほうも大きくなるという形でいたしております。今回は、そういう設定をしている中での140万円の減額ということになります。

○内野さよ子議員

配食サービスというのは、とても私はいい事業だと思っています。けれども、最近ずっと、過去ずっと減少しているような感じがしているところです。そういった意味で、もう少し幅を広げたそういうサービスができれば申し込みもあるのかなと思いますけれども、もう少しこれについては調査をしていただいて、JAとのコンタクトをとりながら、何か何が悪いのか、どうしたらもう少し、せっかく町がこれだけの予算があるのに、何かやっぱり問題があるのかなというふうに私は感じています。その点でもう少し頑張っていたきたいなと思いますがどうでしょう。

○片渕敏久長寿社会課長

配食サービスの提供についての改善の御提案でございます。これについても、先ほどJAのほうとの委託の中で、年に1回、最低1回の協議をやっております。金額の

面とか、あるいは実際お料理をつくっていただく方とか、また配っていただく方、そういう意見とかそういうものをその会議のときに出されますので、その折にはまたよりよい配食サービスになるようにということで話も出していきたいと思います。件数とか金額を抑えるためにやっている、このアセスメントをやっているということじゃないんですが、ほとんどやっぱり提案として出て、申し込みとして出てくる場合には、それを拒否するというような形でのアセスメントの結果はもうほぼ100%とっていいぐらいありません。ただ、どうしてもこちらのほうの配食よりも別のちょっとしばらく利用されるとか、宅配のほうを利用されるとか、そういうのもちょっと最近は少しあるようですので、また御提案いただいた内容については参考にさせていただきたいと思います。

○久原房義議員

37ページ、よかですかね。

塵芥処理費の中で、野菜残渣適正処理にかかわる事業化可能性調査業務委託料が161万7,000円の減額ということですが、恐らく入札か何かの減かなとは思いますが、現在までの進捗状況とこの減額の補正理由についてお尋ねしたいと思います。

○杉原 忍副町長

野菜残渣適正処理業務委託の分ですが、議員おっしゃるとおり、入札残でございます。予算が524万円に対して362万円程度で終わっているかと思えます。それと、業務の進捗状況ですが、この前ちょっと中間報告をいただきまして、お話を聞いておりましたけども、野菜残渣適正処理、いろんなことでいろんな難しい状況になる部分もあるんじゃないかなと思っております。正式には、3月24日ぐらいに再度報告を、最終報告をいただくようにしております。

以上です。

○草場祥則議員

36ページの委託料の件ですけど、ちょっと大幅な減額ということでさっき質問ありましたけど、単なる予測が多過ぎたから少なくなったのか、何かそういうような時期的なものとか、健診のですね、何かそういう対策といいますか、そういうのは考えてないんですか。

○田中幸子健康づくり専門監

先ほどお答えしました健診委託料の分なんですが、まずがん検診の分なんですが、がん検診につきましては、胃がんにつきましては年齢が高い方につきまして、やはりバリウムを飲んで、それから少し車の中で頭が下がったような状態になりますので、年齢の高い方は何人かお断りする方が何人かということなんですが、ちょっと年齢制限をかけているわけではないんですが、そういうところでお断りしたりとか、病院の検診を進めたりという状況もあります。それと、国保のほうで、国民健康保険のほうで人間ドックをされておまして、その分に胃がん検診とか大腸がん検診とかが含ま

れております。その分につきましては、町の健診事業のほうからは助成はしておりませんので、そちらのほうを受けられないという形でちょっと少なくなってきたところがあります。それから、先ほど言いました予防接種の分なんですけど、先ほど言いました妊娠安心風しん予防接種事業につきましては、県の事業で2分の1補助ということで補正をお願いしたところなんですけど、実際妊娠をする可能性のある女性ということになっておりましたけれども、予防接種を既に受けられた方が対象外というふうになっておりました。予防接種の接種率が非常に高かったこともありまして、その対象外になった方たちが多かった、こちらの見込みのほうが多かったということがあります。それと、日本脳炎の分につきましては、高校3年生を対象にお通知を差し上げたわけなんですけど、もう高校3年生ともなりますと、部活とか仕事をされている方とか、親御さんが予防接種をなさいと言っても、予防接種に余り関心がないという年代でもあって、そのところが非常に少なくなってきたところでした。ただ、この年代につきましては20歳まで予防接種ができますからということで、親御さんのほうにも受けてないという方については御説明をしております。それともう一つ、先ほど言わなかった、答えなかった一つに子宮頸がん、子宮頸がんが6月に非常に副反応等で積極的に勧奨しないというふうに言いましてから、そちらのほうも急激に接種率が下がっております。そういう理由によりましてこういう多額の減額ということになりました。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

50ページの15節の工事請負費ゆうあい館舗装工事ですけども、これはどの辺をやったのか。先週、入り口の辺を舗装してありましたけども、そのほかにどっかやられたところがあったんですか、伺います。

○本山隆也生涯学習課長

15節工事請負費、ゆうあい館舗装補修工事費の40万円の減額の件であります。内容的には、予算の330万円に対しての実績の残の減額ということですけども、議員おっしゃったとおり、そこのゆうあい館前の部分が非常にわだちといたしますか、できておりましたので、そこをやってもう終了しておりますけれども、それ以前に周辺の、入り口近くの部分がございました分の補修工事でございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終了します。

○片渕克也財政課長

私のほうから、本日、3月交付分の特別交付税のスケジュールが県のほうから連絡がございまして、明日通知が来ると。明後日、19日に交付されるというふうなことで、まだ額は発表になっておりません。明日にならないとわかりませんが、そういった日程ということで連絡がございましたので、19日中に一般会計の補正予算（第8号）として議員さん方に議案書を作成してお届けしたいと、今議会に追加で提案をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○白武 悟議長

今の件につきまして御了承ひとつよろしくお願ひをしておきます。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、議案第16号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、議案第17号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○白武 悟議長

日程第10、議案第21号「平成26年度白石町一般会計予算」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入44ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に歳出に入ります。

2款3項戸籍住民基本台帳費、68ページ、69ページ、及び3款民生費、ページ数にしまして74ページから95ページの衛生費の前まで質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

74ページですけれども、今回職員の給与等の関係について、主に減額があっっています予算の中で、社会福祉総務費に関しての一般職給が昨年度の6名から5名になっております。それから、障がい者の一般職員についても76ページとか、後でもですが、おのおのずっと1人ずつずっと減になっています。背景的には職員の数の減少とかも考えられますが、全体的に1人ずつ減になっているところに関してどういうふうなことなのか。足りているのか。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

11時33分 休憩

11時33分 再開

○白武 悟議長

再開します。

○堤 正久保健福祉課長

ページ、74ページの民生費の社会福祉総務費の一般職級5名ということで、26年度当初予算お願いをしております。昨年が6名ということで1名減ということでの御質問かと思っておりますが、昨年の7月に福祉係とこども未来係の課内の異動を行っております。25年度につきましても、福祉係の職員、私も含めて5名ということになっております。ここは原因ということではなくて、課内での異動の結果の25年度の状況ということで、それを26年度の当初予算に計上したものでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。（「先ほどの関連ですけど、その社会福祉に関することなんですけども、国保に関しても1人減ですよ。それから、老人福祉……」と呼ぶ者あり）立って質問をお願いします。

○内野さよ子議員

1つと捉えられたらいけないと思って。

○白武 悟議長

それはよかですよ。

○内野さよ子議員

済みません。私がお下もずっと1人ずつ減ですよと申し上げたのは、その福祉だけではなくて、国保も減ですね、障がい者の一般職も1人減ですね、それから児童福祉に関しても一般職が減ですよ。ずっと減が1人ずつになっているので、各課によってもいろいろ、福祉課についてはわかりました。あと、国保について、障がいについて、児童福祉について、異動が原因なのか。

○百武和義総務課長

ページ77ページの障がい者福祉費の5名のところですね、これについては専門監を1名減と、専門監をここはなくしましたので1名減ということになっております。ちょっと国保については、ちょっと調べますのでお待ちください。

○溝口 誠議員

89ページでございすけども、児童措置費、児童手当ですね、これが1,257万5,000円減ということで、人数が減った、手当ををする人数が減ったのか、そこら辺をお聞かせください。

○堤 正久保健福祉課長

質問者お見込みのとおり、25年度の3月補正予算でも1,500万円程度減額いたしておりますように、ここ一、二年出生数が非常に少なくなったということでの児童手当の減額でございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

何名ぐらい減になってますでしょうか。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

11時38分 休憩

11時38分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○片渕 彰議員

先ほどページのほうは77ページ、障がい者福祉、先ほど総務課長から6名、1名の減と一般職の分ですね、昨年度のあれは7名の2,557万9,000円じゃなかったかどうか、その辺ちょっとお尋ねしますが。2名減になってるんじゃないでしょうか。先ほど1名だったですけど。

○百武和義総務課長

その辺は、後でお答えさせていただきます。済みません。

○吉岡英允議員

ページ数84ページをお願いいたします。

84ページの上から3つ目ですけども、説明の欄にケーブル放送委託料というふうなことで12万円ですか、予算を計上されております。それで、先般の総務所管の分で、ケーブルテレビ行政放送委託料というふうなことで168万4,000円組んでおります。それで、どういうふうな使い道か、私は行政放送の委託料というふうなことで、この中にこれも含まれていいんじゃないかなと思う気がするんですけども、そこの説明をお願いいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

ケーブルテレビ放送委託料の件です。84ページの方です。

この分は、一昨年に健康体操ということで、白石町のほうでビデオを作成をいたしておりますが、この体操を行政放送の時間帯のほうに流すということで予定をしておいた分です。この放送の委託料の分が12万円ということですが、今議員御指摘のとおり、行政放送の中で対応ができるんじゃないかということでございます。支出に当たっては、その企画のほうと話をしながら出していくということになるかと思えます。両方から出すということじゃなくて、別々に出すということじゃなくて合わせて出すようにしたいというふうに思います。

○吉岡英允議員

適正な予算執行のほう、よろしく願いしておきます。

○西山清則議員

説明資料の10ページ、11ページですけども、臨時福祉給付事業と子育て世帯臨時特別給付金事業ですけども、これは給付対象者への周知はどのようにして行われるのか、伺いたいと思います。

それと、12ページですけども、保育士の人材育成するためのお伺いでございますけれども、これは正式に正職にする方、それとも臨時の方にするものか、その辺を伺

いたいと思いますけども。

○堤 正久保健福祉課長

御質問にお答えをします。

臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付事業の周知をどのようにしていくのかということで御質問でございます。

これにつきましては、3月号の町報に掲載をさせていただいて、まず第1回目の周知といいますか、事業の周知しているところでございます。今後は、税関係でもさまざまな通知がなされると思うので、税務課のほうで周知をしていくようなパンフレットとかチラシになるのかもわかりませんが、そういうものをもっての周知になっていくかというふうに思っております。申請書の様式等々も送付することになると思いますので、順次周知に努めていきたいと思っております。

それから、12ページの町立保育園公設民営化費の中の正職、臨時という考え方ということになってくるかと思いますが、これは正職員さんも臨時職員さんも含めての研修等々を行いながらの処遇改善ということになってまいります。

それから、先ほどの溝口議員さんの御質問の児童手当の件ですけども、何人減ったのかということでございます。延べ人数で1,115人、月平均で大体90名程度の減員ということで、児童数が90名ほど減るということでございます。昨年度の当初予算との比較では1,257万5,000円の減額というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

先ほどの12ページの件ですけども、やはり臨時さんも大事ですけども、臨時の方を正職にする処遇改善をしたら余計保育士も集まるんじゃないかなと思いますけど、その辺の指導といったことはできないものか、伺いたいと思いますけど。

○堤 正久保健福祉課長

公設民営化での公募の要件といたしまして、正職員の割合を5割程度とすることというようなこともいたしておりますので、当然5割程度の正職員の採用ということは指導をしていきたいというふうに思っております。ただ、全員が全員、正職というのなかなか法人の経営において過度な部分の指導はできないものかというふうに思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

92ページ、よかですすかね。まだかな、よかですか。

○白武 悟議長

よろしゅうございます。

○久原房義議員

それじゃあ、92ページのこれ保育園の件ですけども、民営化運営費委託料2億5,718万7,000円ということで、これは3園ですね、新年度から3園を民間に委託するという事になったわけですけども、3園を民営化することによってどの程度経費節減につながったのか、そこら辺を具体的に説明をいただきたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

公設民営化をして具体的にどれだけのメリットがあったのかということかと思っておりますが、私どもといたしましては現在今までの町立保育園を運営する中で正職率が非常に少ないということで、4人に3人は臨時さんということでの運営を強いていたところをごさしまして、保育園を安定的に安全に運営をしていくためにはやはり正規職員の率を高めることが必要ということでの公設民営化を行っているところをごさいます。なかなか金額的にそのメリットを出していくのはなかなか難しいものがありますが、民間委託をしたということで、昨年度についてはふたば保育園の臨時の分の臨時雇用の賃金、これがその縮減になったのかなと思っております。金額にして約2,500万円程度です。26年度、六角、みのり、ふたばの公設民営化を実施することにより、その臨時さんの賃金というのが5,100万円ほどございますので、その辺が数字的にあらわせるところかなというふうに思っているところをごさいます。現在、町の職員としての正規職員というのが公設民営化を行ったから解雇をしたとかという問題ではないので、なかなかその辺についての金額的なメリットと申しますか、コストの縮減額をあらわすのが非常に難しいところだと思っております。

以上でございます。

○久原房義議員

きょうも議案の中で3園の指定管理の議案がございましたけども、やはりもちろん立派な保育をやっていたらこうということも当然でございますけども、もう一方ではやはり財政が厳しくなるということの前提の中で、できる限りのそういった経費の節減をやっているというのがもう一方では目的の中にあると思うんですね。ですから、先ほどの民営化についても同意をしたわけですけども、ただ具体的にこの3園、従前の園の運営費と単純に比較すればええと思うんですよ。当然、職員の方を別に退職とかなんとかそういうことは考えなくても、従前の運営費と今回3園委託する中での費用を単純に差し引けば幾らになると、これは出てくると思うんですよね。そういった具体的にやっぱり経費がこれだけ節減できますよという数字をやっぱり出してもらわんとすると、我々も既にちょっと同意はしたわけですけども、民営化によってこれだけの町費の経費節減になりますということをややはり町民の皆さんにも当然、執行部も我々も一緒ですけども、説明をする義務があるんですよね。ですから、そこら辺はやっぱりあからさまに数字的に出していただくというのが適切なやり方だと思いますの

で、民営化になってどがんふうになつとかねと、やっぱりまずは皆さん安心・安全ということが第一ですけども、もう一つは経費節減ということがございますので、そこら辺を十分、後だってでも結構です。納得するだけのやっぱり資料をぜひ出していただきたいと思います。ぼやあつとしとっちゃね。ぼやあつとしたことじゃどうも説明がしづらいわけ。だから、的確な数字というのを、民営化によってこれだけ経費が節減できますよというのをやっぱり出していただかんといかんと思います。

○白武 悟議長

95ページまでを残して、暫時休憩をいたします。

11時52分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

歳出の2款3項戸籍住民基本台帳費、68ページ、69ページ、及び3款の民生費、74ページから95ページまでの衛生費の前まで質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

94ページの工事請負費であります。

説明資料は14ページになっておりますけども、これ学童保育所の須古小学校と有明西小学校の改築でありますけども、具体的にどのように改築をされるか、伺いたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

まず、西小学校について御説明をいたします。

西小学校については、ことしですけども、若干の定員をオーバーしております。毎日来ている子ばかりではないので、どうにか現在のところ、旧用務員宿舎のほうで保育をしていることができしております。しかし、27年度から、6年生までを受け入れるということになりますと、現状でも手狭ということもございますので、南側のほうに一部増築をしたいというふうに思っているところでございます。それと、便所がまだくみ取り式ということになっておりますので、これも水洗化を行っていききたいというふうに思っております。それと、用務員室で用務員の宿舎ということになっておりましたので、通常の家庭のような床とか、そういうふうになっておりますので、若干改修をして学童保育としての環境を整えたいというふうに思っております。それと、屋根等についても、ほとんど屋根塗装とかしてない状況で雨漏り等もありますので、設計のほうとも打ち合わせをしながら、いい環境で保育ができるように行いたいというふうに思っております。

それから、須古小学校ですけども、これも先ほどの西小学校と同じく、屋根が塗装がされていない状況ですので、これも塗装もしくは屋根材の被覆がえということで行っていききたいと思います。それと、木造建築で、窓が木枠の窓になっております。網戸ですね、夏場に涼をとるための網戸が現在網戸のレール等もついていない状況でし

て、直接木枠に網戸の網を打ちつけて対応して窓が開けられないというような状況になっておりますので、この際サッシ化を行って網戸等も整備をしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

須古小学校に関しては面積は満たしておりますけれども、有明西小学校、今回増築しまして、面積的には大丈夫でしょうか。そして、大体いつごろ完成する予定でしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

面積的にはでございます。用地が許す限りの増築を行いたいと思っておりますし、西小学校の校長先生ともお話をさせていただいて、校長室の横の会議室等も手狭な場合には使ってよいというような御了解を得ておりますので、十分対応できるのかなというふうに思っております。

完成の時期ではございますが、なるべく早目に発注をしていきたいと思っておりますが、夏休みを明けての、できるだけ2学期のほうに間に合わせるような格好でやりたいなと思っておりますが、人数的には本年十分その既存の施設で対応できる人数かと思っておりますので、若干の期間は必要かなと思っているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○百武和義総務課長

先ほどの答弁を保留しておりました分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

職員数の増減の件でございます。まず、ページ数、予算書の74ページですね。74ページの下段のほうの社会福祉総務費の2の給料のところですが、一般職級が5名、これは前年6名でございます。この1名減については、保健福祉課長が申しましたように、人事異動でございます。

それと、予算編成の考え方について、まず御説明をしかんといけませんでした。この予算書、当初予算の財政課への提出期限が12月6日ということで今回期限がございましたけれども、そういったことで11月末での時点での職員数ということで予算は毎年大体編成をしておるところでございます。そういったことで、前年が6名、今回5名、1名減は人事異動関係によって1名減となっております。それから、その下の国民健康保険一般職級6名、これは前年7名でございます。これについては、平成24年度が配置が7名でございますけれども、25年度から1名減の6名配置ということになった関係で、1名減ということになっております。それから次に、77ページですね、障がい者福祉費の、下の障がい者福祉費のところですが、この給料一般職級5名、

これは前年は7名でございました。ということで、ちょっと2名減になっておりますが、これについては平成24年度の予算編成時点での職員数が7名でございましたけども、今回編成する際には、これ先ほど申しあげましたように、障がい福祉専門監がなくなったということで1名減と、それともう一人、その時点での育休者が1人おりまして、その分まで含めたところで2名減ということでの予算編成を行っております。以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

私の午前中の質疑の答弁はまだですけど、その点をお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

午前中の久原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

公設民営化の試算ということでございます。コスト、どれだけの数字的なものであるのかということでございます。本年度から実施をしております有明ふたば保育園の状況で申し上げますと、園長、主任、含めまして、保育士等が6名、調理員が1名ということで、24年度運営をさせていただいております。その人件費が約5,780万円程度ですね。それから、運営費として3,800万円程度が運営費として出されております。合計で大体9,700万円程度が運営で、24年度運営した実績でございます。25年度、若干子供の児童数が若干年度によって異なりますけども、公設民営化として委託しているのが1,788万4,000円ですかね、そういうところでやっております。公運営にしても、公設民営化にしても、運営費そのものについては人件費も運営費もくるめまして差異はないというふうに思っていたきたいと思います。ただ、先ほど有明ふたば保育園に勤務をしております職員の正規職員の割合が当時では30%、約3割が正規職員ということでなっております。公設民営化の始まりのときにもその正規職員率が低過ぎるということで、どうにかしてより安心・安全なそしてスムーズな園の運営、保護者から選ばれるような保育園のつくり方というのを考えたときに、公募でもいたしておりますように、正職率を5割程度にしてほしいというお願いもしております。正職率を5割というようなことから考えますと、3割と5割との差というんですかね、20%については公設民営化の金額的なメリットではなかったのかなというふうに思っております。金額的にはなかなかその部分を幾らというふうには申し上げにくいんですが、そういうことで御理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

○久原久男議員

76ページの臨時福祉給付金、説明資料では10ページですね、3%上がってこういうふうな給付措置と思いますが、結構なことだというふうに思えます。その中で、委託料が、下のほうの子育て世帯臨時特例給付事業ですか、この中にもあって、本年度限

りの事業であるというふうなことで、委託のそれぞれ120万円と69万円とあって、システムの開発ということではありますが、この件について詳しく、多分ソフトの組みかえとかそういったものだろうというふうに思いますが、この辺について詳しく説明をお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

御説明をいたします。

臨時福祉給付金事業と子育て世帯臨時特例給付金事業の委託料のシステム開発委託料のことです。広域圏で運営をしております電算センターで行いたいと思っておりますが、そこに係るシステムの開発の委託料ということになっております。既に前のほうの過年度に実施をしたシステムそのものが今回のシステムとは全然違うものということもありますし、新たにつくらないといけないということで、今回この2つの業務のシステム開発という業務の委託料を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○久原久男議員

この事業が1年限りということであるわけですが、その後はまたこの委託料というのが発生してきて、そういうことになるわけですか。

○堤 正久保健福祉課長

この給付金、両方の給付金については単年度限りの給付ということになっております。もちろんこのシステムの経費についても後年度以降は発生をしないということになります。来年度限りのシステム開発費ということになります。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

94ページ、委託料のファミリー・サポート・センター事業委託料の60万円、それから95ページのファミリー・サポート・センター事業利用促進補助金6万円、どういう性質のものか、ちょっとお教えいただきたい。

○堤 正久保健福祉課長

予算書の94ページと95ページのファミリー・サポート・センター事業ということですので。本年度、25年度までは子育て総合支援事業ということで事業を実施しておりました。この名前については、この事業を始めたときに県単事業で子育て総合支援事業という事業に取り組んだことから、そういう事業名で委託料と補助金をお願いをしていたものでございます。今回、子育て、そこの下のほうに子育て短期支援事業

とか、地域子育て支援事業とか、両方とも紛らわしいような事業名ということで、どれがどれかわからないというような御指摘等もございまして、国の事業名でありますファミリー・サポート・センターという事業名に変えるということでお願いをしているものでございます。これについては、内容的には地域で子育てを支援してほしい人と子育てをお願いしたい人、応援したい人を結びつける地域の互助、共助ですかね、そこを支援するシステムということでファミリー・サポート・センター事業というのがございます。利用会員と協力会員というような事業になりますけども、利用会員というのは白石町に住所があって、子育ての援助を受けたい方と、協力会員というのは白石町に住所を有し、原則として子育てに関する知識、経験を有する者で、子育ての支援をしたい人ということでございます。そこを結びつける事業ということで、このファミリー・サポート・センター事業というのがございます。原則的には、協力会員の自宅とか、公共施設の空きスペースとかを利用しながら子育ての支援をしていくというそういう事業でございます。あくまでもこの事業については、組み替えの新規ということで御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○岩永英毅議員

そしたら、この95ページのほうは、それを、利用促進補助金ですから、これは利用者に出すわけですか。それとも、この事業をやってますよというPRの事業促進、どっちの事業促進ですか。

○堤 正久保健福祉課長

このファミリー・サポート・センター事業については、互助、共助と申し上げたんですが、1時間当たりの利用料を取りながら実施をされております。1時間、標準的な時間になりますけども、1時間600円がこのセンターのほうで決められた事業の利用料となっております。その600円のうち300円を町が利用者に補助することによって、個人負担が300円で済むというような事業で行っております。今、はざまの中では、保育園とか幼稚園とかございます。就園している子供はいいんですが、就園していない子供は、就学前まではゆめてらすが利用できるというようなこともあります。ただ、ゆめてらす等がいっぱいになると預かってくれる人がなかなかいないので、こういうシステムを利用するとか、小学校で何かのちょっとした送迎を頼むとか、学童保育のすき間の時間とか、そういうことで利用をされている事業でございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

予算書、93ページ、一番上のほう、保育園備品購入費420万8,000円、空気清浄器という説明を受けましたけども、この空気清浄器がどこまでの性能のものか、まずお伺

いをしたいと思います。ハウスダスト、花粉までなのか、昨今話題のPM2.5の対応はしていないのか。それと、どこの保育の教室に配備するものなのか、そこら辺をまずお伺いをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

一応、どこの保育園にということでございます。現在、未満児室といますか、ゼロ歳がいる部屋、保育園によってはゼロ、1歳部屋とか、保育園によってはゼロ歳の部屋というふうになっておりますが、そこについては既にこの空気清浄器を設置しております。最近、新型インフルエンザとか、季節性のインフルエンザがあっておりますが、保育園については施設の閉所というのは考えておりませんので、どうしても感染症対策というのが必要となってくるということで空気清浄器をお願いしているところでございます。ただ、PM2.5が最近一応話題になっておりますけども、室内でどうしても濃度が高いときには室内で遊ぶしかないということになります。その室内もPM2.5の濃度が高いと窓を開けることも結局はだめだということになりますので、そういうところのPM2.5まで対応したものが購入できるのが一番いいのかなと思っております。そういう仕様のほうでいきたいのかなというふうに思っております。一応、須古保育園を除く全保育園の保育室、今回は35保育室に設置をしようというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

ウイルスに対応する清浄機をというふうな考えなんでしょうけども、そうなってくると基本的に夏も冬も締め切った状態で教室を使うということになるんですかね。季節のいい日には窓を開けないというふうなことにするのかどうか、窓を開けたら効果はないと思いますけども、そこら辺の考えはどういうふうな考えで設置するのか、お伺いをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

基本的には空気清浄器を使っているときには余り換気をしないほうが、外の入れかえをしないほうがウイルス対策もはよいとは思いますが、いかんせん子供のことでございますので、やはり外の空気と入れかえもしながらやっていくのが保育には一番いいのかなと思っております。適度な湿度と適度な温度というふうに思っております。また、最近の空気清浄器は性能もよいというふうにお伺いしていて、一部屋の空気の清浄時間も以前よりも相当速いスピードできれいになすことができるというような、性能も向上しているようにお伺いしていますので、その点についても時間、時間に応じた換気を行いながらやっていくのが保育上はよろしいと思っております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

ウイルス対策で空気清浄器とは関係ないかもしれませんが、今市販の固形のも

のがあります。名前は申せませんが、そういうものも検討されたのかどうか。それは月々多分2カ月、1カ月ぐらいしかもてないものだと思いますけども、部屋の中に置いてウイルスを除去するというものはありますけど、そういうようなのは考えてられないのかどうか、そこら辺お伺いをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

保育室でのウイルス対策ということでございます。既に昨年から各保育所には各学校でも季節性のインフルエンザが流行した経緯等もございまして、固形のそのウイルス対策剤を置いております、既に。ただ、経費的に価格が高いので、それを一年中置いておくとなると結構な値段になって、空気清浄器も以前はものすごく高い空気清浄器だと思うんですが、今は加湿機までついてもそう高くないと、長い目で見れば空気清浄器を置いてウイルス除去なりそういう環境整備を図ったほうが好ましいと思って、今回お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に4款衛生費、ページ数95ページから100ページの環境衛生費の前まで質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

説明資料9ページ、小学生、中学生医療事業費で、右側の枠の中でちょっとお尋ねをいたします。実績と見込み、26年度の見込みで、件数なり、金額なり記載をいただいておりますけれども、月によって実績に対して見込みの件数が減になっている月がございましてけれども、この理由についてお伺いをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

非常にちょっと申しわけないと思いますけども、25年度実績を勘案して、月々のある程度の見込みを計上したものでございます。大体2月ごろについてはインフルエンザとか風邪とかがはやるといようなことで、多い月ということでもございますが、26年度の見込みの件数としては全体的に130件ほどふえるというように見込みで各月のバランスをとった計上の仕方ということで御理解をしていただきたいと思います。

○片渕栄二郎議員

今、課長の答弁によりますと、2月はインフルエンザの発生が多いというように答弁でございましたけれども、27年2月に関しましては、極端に件数が見込みで減っておりますので、その辺をもう一回お願いいたします。

○堤 正久保健福祉課長

全体の件数を26年度の見込みの平均的な件数ということで、4月から6月については2カ月前、申請、申請で上がってくるものですから、その時々でのその季節季節で見込みの件数というふうに思っていたいただきたいと思います。突出して7月が1,000件というようなことに……。そういうこととなっております。この小学生、中学生医療については、償還払いとして申請を受け付けて、その月末までに受け付けて翌月払いというようなところで件数を出しているものですから、全体的にバランスよく件数を振ったというようなところで理解をしていただきたいと思っております。ですから、件数はその少なかけんが見込みとしてどういう理由で件数を少なく見積もったかということではなくて、総件数のうち、季節的にこのくらいの件数で見込みができるだろうということでの件数の設定の仕方ということで理解をしていただきたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

ただいまの片渕議員の質疑に関連しますけれども、説明資料の8ページで、子供の医療費事業費、これは就学前までの医療費を対象にしていますので、県の事業として現物給付が行われておりますけれども、このページ、説明資料の8ページの医療支払い実績ということで一覧表が掲載されております。ここに現物給付プラスの償還払いとありますけれども、ここは現物給付のみの内容ではないかと思っておりますけれども、その点、説明を1点お願いします。

もう一点は、ページ数、説明資料の9ページで、小学生、中学生医療費事業ですけれども、ここについては本町独自の医療費の充実ということで償還払いを行っておりますけれども、現物給付に変更するということになればどういう問題が発生するのか。また、償還払いの場合に申請漏れがどのくらい予測されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

まず、説明資料の8ページでございます。

子供医療費事業の右側の表の一番上に現物給付プラス償還払いというようなことで、償還払いはないのではないかとということでございます。県外の医療機関等で受診をされた場合は、規則で規定をいたしております医療機関以外については償還払いとなりますので、子供の医療費事業について、全てが現物給付ということではなくて、県外の指定医療機関以外の医療機関で受診をされた場合ということでお願いをいたします。

それから、下の9ページの小学生、中学生医療費事業で、現物給付にする場合の問題点、また償還払いでの漏れ者のことということでございます。現物給付にいたしますということになりますと、やはり佐賀県全部が全市町がそれに、全市町じゃなくてもいいんでしょうけども、大方の市町がそのシステムに参加をしていただかないと、各病院での支払いが、支払いといいますか、病院でのシステム設計に問題が生じるか

など思っております。そのお支払いをするのに、各市町ばらばらの一部負担金の中の負担、個人負担ですね、こういうものが統一をされていないと、どうしてもシステム、コンピューター等のシステム設計ができないということになってくるというふうに思っております。例えば、ある医療機関で〇〇市の子供さんですね、ではそこについてはこういうシステムになっているので、このというような市町の関係とかですね、全て把握をしながらやっていくということで、やはり統一したシステムにならないと現物給付は非常に難しいというふうに思っております。また、じゃあ白石町で行えばいいじゃないかということになりますけども、各医療機関のシステムを白石町が負担をしてやっていくというのには大きなお金が必要かなというふうに思っておりますので、この小学生、中学生医療の現物給付については、佐賀県内で統一された制度、それと市町でのことがこの現物給付になるための条件かなというふうに思っております。

この償還払いでの漏れ者の把握についてはということでございます。どれだけの方がやはり国保についてはある程度わかるかもしれませんが、国保以外についてはどれだけの方が病院、医療機関に受診されたのかというのは把握できないものだというふうに思っております。ですから、この制度の周知に当たって、漏れ者が出ないように、何回も何回も周知をしていくというのが必要になるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○秀島和善議員

国保の申請漏れが60%相当ということは去年の議会の中でよく説明があったようですけれども、国保だけでも結構ですので、申請漏れは国保でどのぐらいあるのか、お尋ねをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

国保の漏れ者の60%というのは、本年度調査をした数量等を持ち合わせておりませんので、あればこれ以降にお答えをさせていただいてよかでしょうか。

○秀島和善議員

先ほど私の質疑の中で、若干言い足りないところがありましたけれども、申請漏れが60%ではなくて、申請をしている方ですね、申請をしている方、償還払いで申請をして、その自己負担した分を戻している方が60%、ですから40%近くが申請漏れだというふうに理解していただければ結構です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

98ページの19節はり、きゅう、マッサージ補助金の何店舗、出しているのは何店舗かということです。前年度の実績がわかればお願いします。

○淵上隆文保険専門監

はり、きゅう、マッサージの前年度の実績ということでございますので、御答弁申し上げます。

平成24年度の実績でございます。7,781件に対しまして、702万900円でございます。以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、ページ100ページの環境衛生費から103ページまで質疑ありませんか。

○井崎好信議員

説明資料の22ページでございます。

ごみ処理センターの負担金、これは4市5町で今現在進められております広域環境組合の負担金というようにございまして、28年度1月の供用開始まで建設が進んでいるものというふうに思います。この件につきましては、この予算額につきましては議長が議会の初日に広域圏の議会の説明というようにございまして、予算額にありますように環境行政先進地視察研修費の80万円ですか、これが不適切というふうなことがある首長さんから出て、これが修正といいますか、なったというふうなことを聞きました。適正な予算執行をお願いしたいというふうに思います。

私、お聞きするのが、今回8,985万7,000円ですか、これが24年は4,300万円、25年も4,300万円ぐらいで、今回倍額、そして31年まで1億円の負担金の試算があるわけでございますが、この31年まででこの建設費の負担が終了するのか、あるいはまだもうちょっと年数かかるのか。

それともう一点は、同じページですが、ごみ処理センターの負担金、今既存の広域、杵藤地区広域圏のごみ処理の負担金が今年度は9,064万9,000円、昨年からいたしますと500万円程度アップをしているわけでございます。年々大体アップをしてきておりますが、やはりこの家庭のごみが一番要因だろうというふうに思います。生ごみという今非常に収集日になりますと、私も出すときございますが、かごの中に、網かごの中にいっぱい遅く行けば外に出さんばのような状況のときもあるわけでございます。こういった生ごみというんですか、家庭の今後減量というように、町としてこの減量にやはり取り組んでいかないと、こういった負担金がどんどんふえていく、ある程度のところまでとは思いますが、ふえていく可能性は大いにあるわけでございます。そういったことも今後は考えていく必要があるというふうに思います。昔でしたか、昔といいますか、旧町時代は緑のポリに畑に置いてふたを、においの拡散しないようにふたをした、どこにも家庭にその生ごみを堆肥化というようにございしましたが、今は現在ほとんど使用されていないというふうな感じでございます。今後そういったことを町として考えていらっしゃるのか、2点をお伺いしたいというふうに

思います。

○杉原 忍副町長

それでは、まず1点目が、表についておりますのが平成31年までの表が右下のほう主要事項ついておりまして、31年度までで済むかというふうなお尋ねでございます。基本的に施設全部である建物のほうだけで139億円ほどかかっておりまして、償還はこの後も一応続く予定となっております。ちょっとまだ先のほうまでは正確な資料出ておりませんが、31年度で1億6,000万円、白石町の場合ですね、という試算が出ておりますが、この金額がその後も数年続くものというふうに考えております。

それとあと、杵藤処理施設でのごみの量が最近ふえてるんじゃないかというふうなお話もございました。ちょっと私のほう手元の資料がございまして、平成16年から去年までの資料をちょっと手元のほうに、クリーンセンターのごみの搬出量というのを持っております。それで、平成16年が5,131トン、年間ですね、5,131トンあって、それが16年からだんだん減っておりまして、平成22年が一番底で4,732トンまで減りました。22年、4,732トンなんですけれども、その後23が4,828トン、24年が5,006トンということで、22年度からまた若干ごみの量がふえているというふうに感じております。先ほど議員がおっしゃったような減量化の取り組み、最近ごみの量を減らすというのは最近またちょっと形骸化してるんじゃないかなというふうに思っておりますので、こちらのほうもごみの減量化に向けた取り組みというふうなことを今後しなくちゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

今後、償還も31年から数年は続くだろうというふうなことです。今、やはりごみ処理は、建設費は負担をしなければならんし、そしてまたごみの処理、ごみ処理センターの負担金もしなければならん。なかなか財政の厳しい中でこういった本当にそれだけの出していくのも大変だろうというふうに思います。クリーンセンターでも、減っていたけど、またふえつつあるというようなことで、9,000万円といたしますと、白石町の人口2万5,000人でございますので、年間1人、赤ちゃんから老人まで3,600円の負担になるわけでございます。先ほど減量化に取り組んでいくというようなことでございますので、具体的にそういう市、よその近隣なり、あるいは全国的にそういった減量化の取り組みがあるような自治体等の参考でもあったら、そういったところを参考にさせていただいて、いろいろそういったことにも研究開発をしていただきたいと思いますように思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に10款教育費、ページ数の148ページから152ページまで質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

予算書の151、152ですね、説明資料の57、58。

スクールカウンセラー配置事業と適応指導教室事業、これの関連性ですね、児童の心理的な面の対応する事業ですけども、この2つの事業の関連で、単純にスクールカウンセラーは学校での対応と、それともう一つの適応指導教室事業というのは交流館の2階にコンフォートスペース「あい」を設置し、指導員を配置し、指導を行うという形ですけども、学校ではスクールカウンセラー、スクールカウンセラーで対応できないものが適応指導になるのか、そこら辺の関連を御説明をお願いします。

○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。

まず、スクールカウンセラーのほうですが、専門家ということで学校の中を中心として児童・生徒、それから保護者ということで対応をしております。続きまして、適応教室になりますが、適応教室のほうには指導員が3名おります。必要に応じてカウンセラーのほうに相談をとるなど、学校と養護の先生、いろいろ交えながら連携を図って運営し、子供たちを支えていっている状況です。

以上です。

○溝上良夫議員

今の説明だと、スクールカウンセラーも当然これに関しては、適応指導教室に関しては全然ノータッチということですかね。一応関係しているわけでしょ。

○白濱正博主任指導主事

スクールカウンセラーの先生につきましても、その子供にかかわってもらってますので、適応教室に行った場合、相談等に、また保護者の相談等にも乗っていただいている状況です。かかわっていただいているということですのでよろしくお願いします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数153ページから162ページの社会教育費の前まで質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

154ページの需用費の中の光熱水費、この中の実は白石中学が電灯関係がLEDに全部変わりました、どのくらいここら辺の経費節減ができるものなのか、伺いたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

154ページの光熱水費でございます。これにつきましては、電気料関係が1,855万円、水道料関係が残りの750万円ということになっております。電気料につきましては、いろいろな部分がございます。動力とか電灯という部分がございます。主に、消費するのは動力のほうでございます。浄化槽とかそういったエアコン関係とか、そういったものでございますけれども、25年度にLED化の工事を1月末までの工期で工事を行ったところですが、まだ、実績のほうがLEDに変えたという実績は来年度以降でないとはっきりとはっきりとわからないという状況でございます。

○溝口 誠議員

この設置されるときに、どのくらいの効果があるのかということは計算をされてつけられたと思っておりますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

実際、その消したりつけたりする時間とか、いろいろな要素がございます。実際には実績を見ないとよくわからないところでございます。それにつきましては、ちょっと来年度以降でないとはっきりとは言えないところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけお尋ねを申し上げます。

予算書の157ページになりますけれども、2目の教育振興費に当たるところですけれども、20節扶助費として要保護、準要保護就学奨励費で179万5,000円というのがあります。あわせて、中学校費の同じ、ページ数では162ページになります、161、162と続いていますので、ここでは161ページの中学校扶助費として要保護、準要保護就学奨励費が263万8,000円というふうに計上してあります。この積算の根拠について説明をお願いいたします。

○北川勝己学校教育課長

ページ157ページの要保護、準要保護の就学奨励費でございます。要保護につきましては3名分でございます。準要保護につきましては21名分を計上いたしております。それと、161ページの中学校の分、要保護が3名、準要保護につきましては、これも21名でございます。

○秀島和善議員

今月10日付の佐賀新聞の記事で、就学援助、9市町が認定額を引き下げるという記事が目にとまりましたけれども、そこで就学援助の所得基準と新年度からの方針ということで、白石町の場合には所得基準は1.3倍と、新年度から所得の報酬を下げるというふうに白石町の場合なってますけれども、このことと予算との関連はどのように

なっているのでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

生活保護の扶助基準が下げられたことに伴いまして、この準要保護関係につきましてもそれを準用するというようなことになっているようでございますが、白石町においては従来と同じ、25年度と同様で考えております。ちょっと新聞のほうで出されたことと私どものこの基準とはちょっと異なっているようでございます。

○秀島和善議員

そうしますと、この新聞で掲載されている、下がるということはないということですね。これまで同様ということで考えてよろしいのでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

これまで同様でございます。

○溝口 誠議員

161ページの18節の備品購入費の楽器の購入費ですね、これは白石中学校のブラスバンドの楽器ということで伺いましたけども、かなり傷んで使えないというのがありまして、今回本当にうれしい限りであります。600万円を計上していただいておりますけども、この楽器の種類が何種類ぐらいでしょうか。そして、この600万円購入した時点で、故障した分とかそういうものが全部そろったのかどうかお聞きしたいと思えます。

○北川勝己学校教育課長

今回、ブラスバンドの吹奏楽の楽器を交換をお願いすることで600万円を計上させていただきます。種類につきましては、高いものがチューバ、ビブラフォンとバリトンサクソ、こういったものが高額でございますけども、全部で14の楽器を更新するというここでここに上げております。これで全部なのかということでございませぬけれども、まだほかにも小さなちょっと高価ではございませんが、そういったものもございませぬけれども、緊急的に優先的なものとして14楽器をお願いしているところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

説明資料59ページ、小学校教育振興費（移動パソコン教室）ということでございませぬけれども、タブレット型パソコンを利用しての小学校、町内小学校を3つにグループに分けての運用というようなことでございます。この分け方についてと、これを利用しての週何時間ぐらいの授業が計画をされておるのか。

○北川勝己学校教育課長

町内の8小学校を3グループに分けて、タブレットPC123台をパソコン教室事業として行っていくものでございます。グループ分けにつきましては、有明のほうと、福富のほうにつきましては福富小学校、北明、それと白石地域が六角、須古、白石ですね、この3つに分けるということでしております。大体、ローテーションにつきましては、2週間程度で授業を行いまして、1小学校に2週間程度授業を行い、その後2週間後に次の学校へということになっております。ちょっと時間につきましてはちょっと学校のほうで調べてみないとわからないという状況でございます。

○片渕栄二郎議員

将来的に今年度は123台をリースをするというようなことで、将来的にはこの台数はどのぐらいを考えておられるのか。

○北川勝己学校教育課長

この小学校移動パソコン教室事業でございます。このタブレット型のハイブリッド型でございますけれども、5年間リースということになっております。当面、5年間は継続してこの事業を行うこととしております。武雄市とかいろいろな、タブレットを1人1台という状況でもございますけれども、いろいろな周りの状況等もございしますが、今考えているところでは5年間は継続するというように考えております。

○吉岡英允議員

先ほどの片渕栄二郎議員に関連してお聞きいたします。

今、移動パソコンというふうなことで、学校間、小学校を3グループに分けて運用を行うというようなことで、結局移動パソコンですので、小学校から小学校と、例えば白石小学校から北明小学校というふうな移動をされると思いますけど、そのときの移動の手段なんですけども、全て業者に委託して移動をしていただくものか、町の職員が公用車を使って移動するべきものか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

この移動パソコン事業でございますけども、機器につきましては全て業者のほうで、この機器は非常にパソコンでございますので取り扱いが注意が必要でございます。業者のほうに委託して、なおかついろいろな設定作業が伴いますので、その設定作業まで業者のほうで設定していただくということになっております。

○吉岡英允議員

そうしたところ、そしたら移動ですね、全面委託やけんが詳細についてはわからんとかもわからんですけども、委託料を算定する上で移動費が幾らかかるもんねというような算定は事前に出ていると思いますけども、その移動に関する費用は幾らなんでしょう。

○北川勝己学校教育課長

今回、1,738万6,000円ということで計上しております委託料、この中に473万8,000円が設定作業と移動に要する経費ということでお願いしております。

○吉岡英允議員

400万円というふうな、約500万円ですよ、500万円の多額のお金が必要だというふうなことでございます。そうしたところ、あと残りの1,200万円ですか、それは何と考えていることでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

25年度までICT支援の派遣事業ということでお願いしておりましたけれども、1,264万8,000円は4名分のICT支援の派遣費用でございます。この移動パソコン教室事業とあわせて今回お願いしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

161ページの18節のところのPC教室とありますけど、これ多分パソコン教室のことだと思うんですけど、何でここだけPCにされたんですかね。

○北川勝己学校教育課長

ページ161ページにつきましては中学校費でございます。白石中学校のパソコン教室と校務用のパソコン、先生方の校務用のパソコンでございます。これの更新時期に来ているということで、今回パソコン購入をお願いしているところでございます。中学校につきましては、技術家庭科ということで必修項目となっておりますので、常時パソコンが据えつけておかなければならないということで、ここにつきましてはパソコン教室のパソコンと校務用ということでお願いしているところでございます。

○前田弘次郎議員

私が言っているのは、ここだけPCってなっているのは、なぜPCなのかと。そこパソコンと、ほかのところ全部パソコンと書いてるんですよ。ここだけPCになってるんですよ。その意味を聞いてますけど。

○北川勝己学校教育課長

済みません。これにつきましては、パソコンというのが本当だと思いますけど、省略してPCと書いているところでございます。申しわけございません。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数162ページから170ページの保健体育費の前まで質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

163ページですかね、一番下のほうの陶芸館の機器の購入費とありますけど、今現在陶芸館を利用される方は何名ぐらいおられますかね。

○本山隆也生涯学習課長

現在、陶芸館につきましては定時として利用していただいている方は木曜クラブという一般の方です。それからまた、白石町役場内の陶芸クラブです。それから、そのほかには町内に募集をかけております春の講座の陶芸教室、また秋の講座の陶芸教室に20名ほど、それから夏に親子で陶芸教室ということで、町のほうで主催して3回ほどやっております。それぞれほぼ20名ほど、陶芸クラブは10名程度、また町役場職員も10名程度、あと3回の町の主催によります陶芸教室は20名程度の皆さんにおいでいただき利用していただいております。

○内野さよ子議員

169ページですけれども、社会教育施設費の工事請負費、15節ですが、三近堂の改修工事費ということで、三近堂では多くの人たちが利用されています。このことについては、空調設備とかも要望いろいろあったけども、この内容についてはどのようなになっているのか、お答えください。

○本山隆也生涯学習課長

三近堂の修理の分でございます。15、工事請負費500万円でございます。内容につきましては、三近堂の外壁、それから屋根塗装、及び内部等の改修工事でございます。以上であります。

○西山清則議員

同じページの工事請負費ですけども、空調設備改修工事費、これ総合センターと聞いたわけですけども、総合センターは以前空調修理を行っていなかったわけですかね。

○本山隆也生涯学習課長

議員おっしゃるとおり、総合センターの外の部分のダクトの部分に不具合がございまして、ダクトを改修させていただいております。今回の工事につきましては、事務所内にございます空調操作盤がもう老朽に伴いまして取りかえということで相応の予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○白武 悟議長

内野さよ子議員、ありませんか。よろしいですか。

○内野さよ子議員

三近堂では今サロン事業が大変よく行われておりまして、週に1回行っておられます。特に、高齢者の方々が多くて、大変人数的にも多くなりまして、三近堂の剣道の行われているところでしかできないような状況になっています。そういった中で、皆さん方から寒いということで今ストーブを配置していただけていますが、あれで完成なのか、あれでちょっと我慢してくださいということでしていただいているのか、その辺のところをお願いします。

○本山隆也生涯学習課長

三近堂の利用につきましては、多くの皆様に御利用していただき、また庁舎内の事業も先ほど議員おっしゃられた三近堂で健康づくり的な教室がなされております。御年配の方たちもいらっしゃって、当初畳の間で少しのところやってらっしゃったんですけども、現在ホールのほうでなされております。施設的には体育館というような取り扱いでございまして、あれだけの空間を暖めるとなりますとなかなか困難なところもございます。主催の庁内の部署等研究いたしましてちょっと検討してみたいと思っております。

以上であります。

○溝口 誠議員

170ページの19節負担金補助及び交付金の中で福富産物直売所トイレ負担金40万1,000円、これがちょっと私よくわからないんですけども、社会教育施設費の中になぜ含まれているのか、よく私もわからないんですけど、御説明をお願いします。

○本山隆也生涯学習課長

ちょっとわかりづらい点もあるかと思っておりますけども、福富直売所の北側のほうにトイレがございまして、そのトイレの改修費とか、くみ取りとかございまして、その部分が福富ゆうあい館、図書館、及びゆうあい館を利用されている方も利用されているという考えで、その部分を相応の割り分によって、この予算によって対応しているものであります。

以上であります。

○溝口 誠議員

これは、全額でしょうか。このトイレの。（「案分、案分」と呼ぶ者あり）案分、案分ですね。案分ということで、はい、わかりました。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数170ページから176ページまで質疑ありませんか。

○西山清則議員

172ページですけれども、ロードレース大会の委託料に関連してですけれども、昨日歌垣ロードレースがありましたけれども、来年は20周年記念事業になりますけれども、もっと多くの方を呼ぶためにはもう少し増やさんでよかったかなと思っておりますけれども、その辺は考えられなかったのか。

○本山隆也生涯学習課長

ロードレース大会、昨日は大変お世話になりました。20周年に向けての取り組みでございます。今回も実行委員の皆様を中心としたPR活動、ポスター、チラシ、また各会場に行きまして相応の募集のチラシも配布しております。それからまた、県内の学校、それからこれまで来ていただいた方へのリピーターをしていくための御案内等も差し上げております。しかし、まだ今回も3,000名を目標にということで頑張ったわけではございますけれども、2,800名弱ということで、少しまだまだということで、ぜひ20周年は、町内の子供たちの体格といいますか、スポーツ推進の上でももっと多くの皆さんに呼びかけ、また町外、県外の皆様にも呼びかけて20周年に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

今の関連ですけれども、どっかの町長と語る会で、公認料の話が出ったと思いますが、この中に含まれているんですか。大会委託料の中に。大体幾らなんですか。

○本山隆也生涯学習課長

公認料はこの中に含まれております。5万円程度と認識しております。毎年かかる経費だと考えております。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

175ページ、18節備品購入で、厨房調理用機材購入費ということで、これは御説明ありました金属探知機を6台でしたかね、導入……(「9台」と呼ぶ者あり)9台、

9台導入するということでありましたけども、昨年事故がありましたけれども、早急に購入をされる予定でしょうか。

○北川勝己学校教育課長

昨年の異物混入による対策といたしまして、金属探知機を9台お願いしておるところでございます。また、この備品購入費の主なものといたしましては、野菜切り機、それと洗浄機、移動式ラック、こういったものを購入を予定しているところでございます。金属探知機につきましては、早期に購入して対応していきたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけお尋ねいたします。

175ページの予算書の15節の工事請負費ですけれども、学校給食施設整備工事費ということで1,000円というふうに、これは頭出しで出されておりますけれども、町内の学校給食施設整備など古くなっている箇所などなかったのでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

この工事請負費の1,000円ということでございます。26年度につきましては、具体的に施設の改修ということは考えておりません。ただし、需用費の中の修繕料で、修繕料の中で町内の自校式の給食施設等の古くなった箇所がもしも何らかの支障が出た場合には、この修繕料で対応していきたいと考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

14時34分 休憩

14時50分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○本山隆也生涯学習課長

先ほどの西山議員の質問に答えておりませんでしたので、答弁させていただきます。

ロードレース大会、来年度20回ということで、この既決していただくとする予算で十分なのかという御質問に対して、申しわけありませんでした。通常の400万円の予算に対しまして70万円を増加していただくとするものです。実行委員会の中でも

検討がございまして、どういった形でこの20周年に取り組もうかという中で、これまで来ていただいたランナーの選手、白石町を代表する身近な選手と申しますか、そういった方にお声もかけながら記念大会を盛り上げようと、大変ありがたい御発言といえますか、70万円ではございますけれども、充実した70万円になるように頑張りたいと思っております。

また、岩永議員からございました公認料の件の補足であります。私、5万円と申しておりました。これは毎年かかる日本体育陸上、日本陸上ですね、そこにかかる登録の費用でございます。それと、必ず日本陸連に登録された方をお一人、審判の登録料、これも必ず毎年かかります。これが2,000円、合計5万2,000円でございます。そして、5年に1回の公認であるがための計測が必要となります。それが11万2,000円ほどかかるものでございます。5年に1回、計測料が11万2,000円ほどかかります。それとまた、陸上競技審判団に対する謝金は入っておりませんので。

以上であります。

日程第11

○白武 悟議長

日程第11、議案第22号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

説明資料77ページ、国民健康保険税歳入でございます。一番下のほうの保険税税率等というようなことで、課税限度額が26年度は後期高齢者の支援金分なり、あるいは介護納付金分がそれぞれ2万円アップをされているようでございます。特に、今年度、25年度までの課税限度額は77万円でございますけれども、新年度、26年度はそれぞれ2万円ずつアップがなされ、81万円というようなことでございます。この理由についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

○渕上隆文保険専門監

ただいまの説明資料77ページの課税限度額についてお答えを申し上げます。

国保税の税率等につきましては、地方税等の法改正等まだあっておりませんけれども、平成26年4月より、後期高齢者支援金及び介護納付金の課税限度額については上がると予想いたしまして、現在当初予算を計上いたしましたところでは、議員申されましたように、後期支援金分が14万円から16万円、2万円アップをいたします。介護納付金については12万円が14万円というふうに、それぞれ2万円上がりまして、全体で77万円が81万円、改定をされるところでございます。今回、この影響額等について、保険係のほうで試算をいたしましたところではございますけど、まだ正式に法改正等がなされておきませんので、1月31日現在で、実は算出をいたしましたところではございます。まず、後期高齢者支援金につきましては、一般被保険者につきましては353世帯で730万円の増になります。退職被保険者世帯が18世帯の36万円で、合わせまして371世

帯、766万円が今回の改定の増になります。介護納付金につきましては、一般が208世帯、2万円の416万円、退職被保険者につきましては6世帯の2万円アップということで12万円の428万円、世帯としては214世帯になります。白石町全体の被保険者数が現在、1月現在、3,646世帯でございますので、この後期支援金あるいは介護納付金につきましては、それぞれ両方納めていただく方もおられますので、マックスの371を掛けまして、全体的には約10%程度がこの限度額の超過になるのではないかと、いうふうに現在予測をいたしておるところでございます。また、総額の77万円から81万円の4万円の増になる世帯については214世帯、856万円程度が徴収増となる見込みでございます。ただ、まだ1月末現在の推計値でございますので、今後の動向によってはもう少し数字等も変わってくるんじゃないかと予測しております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

ページ数の22ページですけれども、一番上のほうの一般被保険者の高額療養費の分です。2億5,000万円ということの金額が上がっておりますけれども、その内訳をお知らせ願いたいと思いますが、ここの中に入っているかどうかちょっとわかりませんが、今国保の関係者で、透析の患者さんが何名ぐらいおられるのか、その金額と、それからその本人の負担というのはどういうふうになっているのか、その辺のところを聞きたいと思います。

○淵上隆文保険専門監

予算書22ページの一般被保険者高額療養費2億5,908万2,000円の内訳でございますけれども、これにつきましては年間1人当たりの金額を3万7,001円と計算しまして、一般被保険者数702名分で計算をいたしたところでございます。

○一ノ瀬清雄住民課長

大串議員の透析関係の内容でございます。透析関係につきましては、国保の関係分につきましては19名でございます。金額にいたしましては、個人の負担は更生医療でございますので、上限1万円、また現役並みの課税のお方であれば2万円が限度ということになっております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

今、上限のところ個人負担が2万円ということだったと思いますけれども、大体透

析をされる人で平均でどれくらいかかっておられるんですかね。

○一ノ瀬清雄住民課長

透析の患者さんの御負担でございます。400万円から年間500万円ということで推移をしているかと思っておりますけれども、ちなみに平成23年度の資料でございますけれども、医療費の多額者の一覧表ということで、年間のベースで計算したものを報告させていただければ、一番高い医療費の方が、これは透析じゃないんですけども、糖尿病関係ということで1,850万円、白石町の分のデータでございます。そして、11位の方までが1,000万円以上、年間お支払いをすることになっておりますけれども、1位から10位までの中に糖尿病の方がお二人、そして慢性腎不全の方で透析をされている方がお二人、1,000万円以上をお支払いをしていると。透析については大体週3回、人工透析を血液の透析をされているかと思っております。そういうことで通常であれば月に30万円から40万円ですね。400万円から500万円程度の年間支出ということになっているかと思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

24ページですね。

葬祭費の19節負担金補助及び交付金とありますが、説明のところに葬祭費とありますけど、これどなたの葬祭費ですか。

○淵上隆文保険専門監

国民健康保険に加入されております被保険者の方の葬祭費でございます。お1人当たり1万5,000円を支払っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

説明資料の76ページを開いていただけますか。

まず、担当課長にお尋ねをいたしますけれども、昨年の4月から、国民健康保険税が1人当たり年間9.2%引き上げがなされましたが、この76ページに、第1にお尋ねしたい点が、①、②、③、④と書いて、他の会計繰入金のところ、平成23年度まで赤字補填額として繰り入れておりました財政補填繰入金を8,000万円計上していますということで、新年度についてはどれだけの計上をなされているのかということが第1点です。

第2点に、同じ76ページで、一覧表として歳入歳出表示してありますけれども、歳

入の一番右の単年度の収支額で、26年度は0ということで出されております。25年、24年、23年ということで、単年度での赤字の額がここに明示してありますけれども、新年度は赤字は出ないというふうに考えてよろしいのか、その2点お尋ねしたいと思います。

○一ノ瀬清雄住民課長

お答えをさせていただきます。

一般会計からの財政補填につきましては、25年度から3カ年間、8,000万円を繰り入れをいただくということで御理解していただいております。ということで、26年度も当初予算に8,000万円を計上させていただきます、繰り入れをお願いするようにいたしているところでございます。

次に、赤字の状況はどうなんだということでございますが、この下のほうの表でございすけれども、23年度、24年度につきましては実績の数字でございます。25年度については実績見込みということでお示しをしているところでございすけれども、単年度で一番右の単年度収支額ということでございすけれども、平成23年度を単年度で1億790万4,000円の赤字、次に24年度で8,586万9,000円の赤字、それに25年度の見込みといたしましては現在のところ6,872万7,000円の赤字を見込んでおりますけれども、まだ最終的には保険税の税収あるいは歳出の保険給付費の支出の動向等も見込んで幾らかは変わってくると思っております。26年度につきましては、予算上は赤字は出ないと、また単年度では赤字を解消できるものと見込んで予算の計上をいたしているところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

田島町長に1つお尋ねします。

ページ数は先ほどと一緒で、76ページですけれども、歳入歳出の一覧表で、歳入の基金繰入金ということで、1,000円ということで頭出しで、全く基金が底をついているという実態ですけれども、私は今の情勢を見たときに、インフルエンザ等、毎年A型やB型など流行しています。やはり予算の上ではこの基金を頭出しの1,000円で終わらずに、一定の計画を持って基金をつくっていくべきだというふうに考えますけれども、町長はどういうお考えでしょうか。

○田島健一町長

当初予算のほうから基金の繰り入れを考えてはどうかということでございます。当初予算、保険税が23年から少しずつ減っているような状況下ではございますけれども、当初予算から基金を投入すると、繰り入れを計上するというのは私としてもいかがかなというふうに思っております。この国民健康保険の歳出についても、いろんなことで変わってくる可能性もございますので、そのときに対応できるんじゃないかなというふうに思っております。この国民健康保険の歳出についても、いろんなことで変わってくる可能性もございますので、そのときに対応できるんじゃないかなというふうに思っております。当初においては頭出しという形をお願いしたいというふうに思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これで質疑を終わります。
討論ありませんか。

○秀島和善議員

議案第22号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計予算」に反対の立場で討論をさせていただきます。

日本の国内総生産は、1997年以降の14年間に90%まで落ち込みました。こんなことが起きているのも発達した世界の資本主義国では日本だけです。欧米諸国もさまざまな経済的矛盾や危機を抱えていますが、同じ時期に国内総生産は1.4倍から1.8倍程度と低成長ながら経済成長が続いています。働く人の所得が減り続け、高齢化が高くなり、経済成長がとまった日本は文字どおり例外国家と言わなければなりません。昨年の4月から、国民健康保険税は1人当たり年間9.2%引き上げが強行されました。それに対して反対したのは私だけでした。約1割も引き上げになると、年収300万円の夫婦、子供2人の4人世帯で11%の引き上げ率になり、金額では年間4万6,000円のアップになります。年金収入200万円の70歳夫婦世帯で13.9%の引き上げ率で、金額では1万6,700円のアップになります。現在、ただでさえ若者の給料は下がっています。年々年金額は引き下げられているときにとんでもないことではないでしょうか。その一方で、財政調整基金としてため込まれたお金はこの4年間で10億円から22億円を超えました。私は、町民への負担強化ではなく、一般会計から、また財政調整基金から思い切った繰り入れを行い、国保税の引き下げを提案いたします。国保には、46%の世帯が加入し、町民の30%が加入者です。そして、現在は社会保険や共済保険であっても、全ての町民がとりわけ団塊の世代がこれから国保に加入していきます。この制度は、全国全ての自治体で危機に直面しています。しかし、町民の命綱としての制度の維持と保険税の町民負担の軽減は待ったなしの緊急課題であります。よって、私は国保税の引き下げに向けて、以下6点の内容を指摘いたします。

第1に、財政調整積立基金を活用して、新年度の国保税の引き下げを実施すべきです。

第2に、底をついた保険給付支払準備積立基金を5年計画で積み立てるべきです。

第3に、削減されてきた国庫負担をもとに戻すべきです。

第4に、医師会や各医療機関の協力をとりながら、早期発見、早期治療の予防活動にこれまで以上に全力を挙げるべきです。

第5に、子供の医療費無料化、脳ドック、人間ドック、特定健診などを充実させるべきです。

最後に、現在政府におかれてはTPPを締結してアメリカの民間医療保険の国内市場の割合を高くしようと企てられているが、加盟には絶対反対です。憲法25条の生存権を守り、全ての住民が権利としてみずからの人生と生活を国家によって保障される

ことを強調して、反対討論とさせていただきます。関係議員の、また全町会議員の皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

○内野さよ子議員

私は「平成26年度白石町国民健康保険特別会計予算」を賛成の立場で討論いたします。

ふえ続ける医療費の増額、また後期高齢者医療や介護保険への支出金の伸びなどがあり、国保運営の厳しい状況が続いています。平成25年度からは保険税率の改定も行われましたが、収入不足を補うことは難しく、一般会計から平成23年度より8,000万円の財政補填を受け、保険財政運営には大変厳しい中に、収支には大変努力をされているように思います。保険税収入については、8億5,393万円の予算で、歳入全体の23.2%が自主財源であり、今後国庫支出金あるいは交付金等の増額が望まれるところ です。1人当たりの医療費の抑制のためには、特定健診のさらなる事業の推進、脳ドック、人間ドックとともに行政全体、他の保健医療体制の充実、高齢者福祉の政策、予防接種事業の推進をさらにしていただくことを期待し、賛成討論といたします。皆様の賛成をよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第22号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計予算」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第12

○白武 悟議長

日程第12、議案第23号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長に2点だけお尋ねをします。

後期高齢者医療保険事業の運営についても、毎年、年々厳しいものが強調されていますけれども、まず第1点にお尋ねしたいのは、剰余金の活用の見込みとして9億円ということで、せんだっての一般質問でありましたけれども、この剰余金の活用の見

込みをふやすことができなかつたのかというのが第1点であります。

第2点が、財政安定化基金からの繰り入れが8億円ということでありますけれども、これについても同様ですけれども、高齢者の75歳以上の保険者の負担を軽減するために、さらに増額を繰り入れすることができなかつたのか、この2点についてお尋ねいたします。

○一ノ瀬清雄住民課長

お答えをさせていただきます。

剰余金並びに財政安定化繰り入れ、この繰り入れ等につきましては非常にこれまで御審議を、県の後期高齢者医療広域連合の中で審議をされたものと考えております。私たち担当課長会、あるいはその後の副市町長会、あるいは理事会、そして組合議会等を経て、慎重審議に議論をされて額を確定をされたものと思っております。すべからず全部、ある部分を全て崩したりして投入されたわけではないと思っております。そういうことで、いろんな条件の中で広域連合あるいは最終的な組合議会のほうで結論をされたものであることを報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

議案第23号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の見直しでは、加入者全員が支払う均等割を2,300円増の5万1,800円、所得に応じた所得割の掛け率を0.28ポイント増の9.88%とした、また国の政令改正により保険料の年間上限額を55万円から57万円に引き上げられる、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の佐賀県の保険料は、2014年度、2015年度は平均で年額5万7,846円となり、現行から948円引き上げられることとなります。以下、制度の根本的な問題点を6点指摘しておきます。

問題点の第1は、75歳以上の後期高齢者は給与所得者の扶養家族で今は負担はゼロの方にも新たに保険料の負担が発生することです。制度がスタートして軽減策が幾つか講じられていますけれども、仕組みそのものは変わりません。

第2に、保険料を年金天引きではなく現金で納める人にとっては、保険料を滞納すれば、保険証から資格証明書に切りかえられ、保険証を取り上げられる。さらに、特別な事情なしに納付期限から1年6カ月間保険料を滞納すれば、保険給付の一時差しどめの制裁措置もある、年金収入の少ない低所得者への厳しいペナルティーです。

第3に、医療機関に支払われる診療報酬は、他の医療保険と別建ての包括定額制と

し、後期高齢者の心身の特性に相応し、診療報酬体系を名目に、診療報酬を引き下げ、受けられる医療に制限を設けている、後期高齢者に対する医療内容の劣悪化と医療差別を招くおそれがあります。

第4に、後期高齢者がふえ、また医療給付がふえれば、保険料を値上げをするか、医療給付内容の劣悪化、どちらをとっても高齢者の痛みしか選択できない、あるいはその両方を促進する仕組みになっています。

第5に、保険料は後期高齢者医療広域連合の条例で決めていくことになっていますが、関係市町の負担金、事業収入、国及び県の支出金、後期高齢者交付金から成る運営財源はあるものの、一般財源を持たない広域連合では独自の保険料減免措置などの措置が困難になってくる。

最後に、第6として、広域連合議員の定数は制限されており、半数以上の市町から議員を出すことができない。しかも、その議員は各市町の町及び議会の議員のうちから選ばれることとなっており、当事者である後期高齢者の意見を直接的に反映できる仕組みとしては不十分なものになっている。

以上のような制度の問題点は、全て根幹にかかわる内容であります。到底修正や佐賀県だけの一時しのぎ的な緩和策では解決できないものであり、一日も早く制度の廃止を実行し、まずはもとの老人保健制度に戻すことが現在の政府のやるべきことであり、かつ新年度の保険料引き下げができるように、国庫補助の増額を実施することを強く要望し、反対討論とさせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

○前田弘次郎議員

私は、議案第23号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」に賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律により、国民の共同連帯の理念に基づき、高齢者の適切な医療の給付等を行い、国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。よって、賛成の討論とさせていただきます。ほかの議員の方の賛同をよろしくお願いします。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第23号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

19日も議案審議となっております。
本日はこれにて散会いたします。

15時24分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月17日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭